令和８年９月４日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（第１日目）

令和８年決算審査特別委員会第１日目

令和８年９月４日（金）

出席委員（１０名）

１番　伊　藤　廣　好	６番　奥　山　謙　三
２番　叶　内　昌　樹	７番　佐　藤　広　幸
３番　荒　澤　広　光	８番　八　鍬　　太
４番　伊　藤　欽　一	９番　石　川　和　春
５番　小　国　浩　文	１０番　斎　藤　好　彦

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森　富広	総務課長補佐	石川　忍
副町長	伊藤幸一	まちづくり課長補佐	沼澤友幸
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶紀邦	住民税務課長補佐	八鍬俊勝
デジタルファースト推進室長	佐藤　仁	住民税務課税務係長	岸　崇司
まちづくり課長	曽根田　健	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場由美子
ふるさと応援推進室長	野尻　誠	健康福祉課長補佐 地域包括支援センター長	東村貴恵
住民税務課長	豊岡将志	健康福祉課長補佐 こども家庭センター長	原田真由美
危機管理室長	植松昌人	健康福祉課長補佐 子育て支援センター長	矢口加奈子
健康福祉課長	沼澤一征	農業振興課 農政企画係長	佐藤　祐
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博	農業振興課長補佐	沼澤辰成
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎千恵子	地域整備課長補佐	八鍬幸仁
地域整備課長	伊藤秀樹	地域整備課長補佐	松本正人
地域強靭化対策室長	伊藤英一	地域整備課 下水道主査	齊藤伸也
会計管理者	相馬広志	教育課長補佐	大場君博
総務課財政係長	仲野健太	教育課社会体育係長	宇都木俊昭
教育長	浅井　純	代表監査委員	齊藤　徹
教育課長	森　英利	監査委員事務局長	大場健一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大場健一	事務補助員	大場正江

本日の会議に付した事件

認定第１号　令和７年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　令和７年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第３号　令和７年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業歳入歳出決算の認定について

認定第４号　令和７年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第５号　令和７年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第６号　令和７年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

午前１１時００分　開会

委員長　ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和７年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会いたします。

審査方法につきまして、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括審査し、歳出については各款ごと審査する方法、特別会計及び企業会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いします。

また、会議場の都合上、説明員の交代のため休憩を３款ないし４款ごとに１分から２分程度取りますので併せてよろしくお願いいたします。

認定第１号　令和７年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　令和７年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第３号　令和７年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　令和７年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第５号　令和７年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第６号　令和７年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

委員長　認定第１号　令和７年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第２号　令和７年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第３号　令和７年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号　令和７年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第５号　令和７年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第６号　令和７年度舟形町下水道事業会計決算の認定について、以上６会計について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げをお願いします。

（挙手あり）

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。

質疑ありませんか。

４番　18、19ページ、１の２の１、地方揮発油譲与税で、令和６年の決算の中では838万9,000円

でありました、収入済額。今回796万6,000円ということで42万3,000ほど減っております。この地方揮発油譲与税、これの減った要因というのをお聞きします。

総務課財政係長　地方揮発油譲与税の減の要因というところで説明申し上げます。

まず初めにですけれども、地方揮発油譲与税につきましては、5,200円、キロリットルということでありますので本則税率で4,400円、キロリットル、暫定税率分で800円ということで合わせて5,200円というふうな形で１キロリットル当たりなっております。

地方揮発油譲与税につきましては、収入額全額が全ての都道府県、それから市町村に配分されることとなっておりまして、その収入額の100分の42％が市町村に配分となっております。その市町村に配分されるうち、２分の１ずつが市町村道の延長、面積に応じて配分額が決定されて譲与されるというふうな仕組みとなっております。

今回、令和７年12月31日から暫定税率分が廃止されております。本則税率分のみの税収入となっておりまして、その分、国、地方自治体のほうに収入されるというふうになっております。本町につきましては、年間で110万円ほどというふうに減収分を試算しておりますけれども、そういった影響が若干ありまして、今回、１月分ぐらいから減収になったのかなというふうに考えております。

以上です。

４番　ありがとうございます。今、これに関して町道の延長に加味されるというようなことを、今ちょっと思ったんですけども、これは道路台帳とかに関わってくるんですけども、町道の延長が減になっているという要因もあるということで、考えてよろしいでしょうか。

総務課財政係長　令和６年度と比較しますと、道路の延長それから幅員、面積ですね、自体は増えている状況となっております。ですので暫定税率の廃止、また、それから全国的に収入が少し減したとか、そういったところの要因が考えられるのかなと思っております。

委員長　ほかに質疑ありますか。

７番　では、同じページですので、４－１－１、配当割交付金。これ当初予算で100万円を見込んでおったわけですけれども、収入済みが225万6,000円という、倍近くの配当割になったということで、この要因というか原因について質問いたします。

総務課財政係長　こちら配当割交付金ですけれども、こちらのまずは仕組み的なところですけれども、県に対して個人の方が上場株式の配当などに係る税率の５％の配当額を納めたものにつきまして、その99％を乗じて得た金額の５分の３に相当する金額を県から市町村へ配分されるというふうな仕組みとなっております。

市町村への配分につきましては、個人の県民税の額の割合で案分して決定されるというふうになります。こちらについては、県に納付された配当割額の金額自体が増加しているんではないかというふうなことと、町の県民税、住民税の額の割合が伸びたのではないかというふ

うなところで分析しているところでございます。いずれにしても、県全体としての配当割自体も伸びているのではないかなと考えております。

７番　要するに、株で配当の来た人が多かったということでよろしいんですよね。ですかね。

総務課財政係長　県から具体的な配当割の数字は示されておりませんけれども、そうではないかというふうに考えてはいるところです。

委員長　ほかに質疑ありますか。

５番　私は16ページ、17ページ、１款１項町民税について質問させていただきます。

決算資料の中で町民税、今年度、昨年度から見れば4,000万円ほど増えているようなんですけれども、その要因、分かればお聞かせください。

住民税務課長　ただいまご質問いただきました、町民税の4,000万円ほどの増額の理由としましては、まず１つ、前年度の令和６年度については定額減税がございまして、その分の戻りで1,700万円ほどでございます。プラスしまして７年度、農業所得の部分が1,500万円ほど、給与所得の部分が800万円ほど伸びてございまして、影響としては米価の上昇と給与収入の増加という部分が要因かなというふうに思ってございます。

以上です。

５番　分かりました。農業所得が増えているというのは分かりますけれども、それは今年じゃなくて去年、去年あった分は去年もう入ってきているということですか、税収として。

住民税務課長　７年度の住民税につきましては、６年中の所得の部分の税額が反映されてございます。

６番　ページが16、17ページです。固定資産税、不納欠損額17万7,400円というふうな金額がありますけれども、収納率は県下でトップというふうなことでありますけれども、この不納欠損に至った原因といいますか、この辺についてお聞きしたいと思います。

住民税務課長　ご質問いただきました固定資産税の不納欠損額17万7,400円でございますけれども、こちらにつきましては、まずは件数としましては６件、６名の方の固定資産税でございまして、全てが時効を迎えたものでございます。死亡された方が一番多くございます。

以上です。

６番　時効というような言葉を聞いて、その中で時効の中断とかして回収を進められなかったのか、これについてお聞きしたいと思います。

住民税務課長　固定資産税等につきましては、時効を迎える前に、例えば途中で納税があれば、そこからまた５年というルールがありますので、100円とか1,000円とか納めていただくという方法もあるんですけれども、今申し上げた６名につきましては、全て相続人が不明ということで、お金をちょっとでも頂くことができないという方につきましてのやむを得ずの不納でございます。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

１番　同じく16、17ページの町税でありますけれども、今お話ありましたように、大変町民税、固定資産税、軽自動車税が99％台の収納率ということで、高い収納率ということで大変評価をいたしますけれども、中には納税をしないというか、ある程度納税できる環境にあっても納税しない方もいるんではないかというふうに思いますが、そういう方に対しては法的な措置というか、差押えとか、そういうものをやったケースは昨年度あったんでしょうか。

住民税務課長　今ご質問いただきました未収額等についての町の対応ということでございますけれども、確かに収納率はいいんですけれども、なかなか未収の部分が納まっていかないということもございます。

非常に悪質なケースというのは、私も、例えば住民税で言いますと、現年分19名、事業所６事業所、または滞納分９名の方の名前と額を全て見させていただいて、どういうケースかという部分も職員と相談しているところでございます。

財産や預貯金がありながら、なかなか納めないという悪質なケースは見受けられないものの、それに甘んじるということは、私どももなかなかできない部分でございますので、納付相談等は差し上げているところでございます。

そういった中の手法の１つとして、差押えや預貯金の差押えがございます。昨年度も預貯金の差押えを若干ではございますが、金融機関に照会をした後、させてもらっているケースが４件ほどございます。

以上です。

１番　大変な仕事ですけれども、やっぱり納税者の公平というか、そういう、真面目に納めている方との不公平感もありますので、そういう面は、そういう状況を判断して対応していただきたいというふうに思います。

住民税務課長　引き続き公平公正な賦課徴収に心がけていきたいと思います。

以上です。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

９番　ページ、31ページになります。15－３－２、年金生活者支援給付金支援業務市町村事務取扱交付金32万4,000円になっておりますけれども、ここ二、三年、ずっと決算を見ますと、６年で３万5,000円、５年の決算で４万2,000円、それから４年の決算で４万円弱というふうになっているんですけれども、10倍近くになっているんですけれども、この要因というのはどのような要因があるんでしょうか。

健康福祉課長　これにつきましては、年金が低い方に対して一定の額を年金上乗せするというものの事務取扱の手数料なんですけれども、その金額が、所得が今までより上がったんです。対象者が増えたということになったので、その取扱い件数が増えたということで、この金額

になっております。

９番　そうすると、これ年金受給者数の変化によっての金額じゃないと、そういう交付金じゃないと、そういうふうなことでよろしいんですか。

健康福祉課長　年金生活者自体は、数はそんなに変わりないかと思います。ただ、補塡される方についての対象者が増えたということになったので、件数が増えたということです。

例えばですけれども、金額が例えば80万の人までが今まで対象だったんですけれども、85万まで対象になるとなれば、当然、件数が増えるので、その分の対象者の取扱い件数が増えたことによって、職員の事務量に対して、このような交付金が増えたという状況でございます。

９番　ここ３年ぐらい前と見れば、やっぱり10倍ぐらいになっているんですけれども、これ毎年このように、この交付金というのは大きく変化するわけですか。

健康福祉課長　この制度は、国の制度に伴ってのものですので、国の制度がもっと所得上の人まで対象にするとなれば、当然、この金額も増えてくるというふうに自動的になるものでございます。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

６番　ページが24ページ、25ページ、ちょっと私の認識が間違っておったら訂正をお願いしたいと思います。

土木使用料の中で、収入未済額、現年分で82万9,200円、滞納繰越分が300万円弱ほどありますけれども、ここの部分については、不納欠損として処理ができないというふうに私、何か理解しているんですけれども、この300万円弱の金額というのは確実に回収できるのかというようなところなんです。

要するに、簿外に落とせないというふうに私理解しているんですけれども、この辺も含めて、この滞納繰越分の対応、どういうふうにしていくのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長　公営住宅の滞納繰越分、または滞納分につきましては、まず滞納繰越分で確実に取れるか取れないか、取れない人がいるかどうかということについてなんですけれども、現時点で、自己破産等々で無理そうな人が２名ほどおります。２世帯ほどおります。滞納繰越分についてはです。

さらに徴収の仕方、不納欠損ができるかどうかにつきましては、住宅の使用料につきましては、不納欠損というよりも債権の放棄というふうな形になります。議決を受けまして債権を放棄するというやり方が１つありまして、さらには、差押え等については裁判所の手続を踏んでの差押えというふうになります。裁判所で調停をするなり提訴するなりしてからの差押えという手続になるようです。

以上です。

６番　これまでの中で、裁判所を通じての進め方というのは分かりますけれども、債権放棄とい

うふうな事例はあったのか、これ確認したいと思います。

地域整備課長　私の記憶する中では、住宅使用料の債権放棄というのは、いまだなかったようなふうに記憶しております。

以上です。

６番　そうしますと、この延滞部分の300万円弱については、今後回収できるというふうな理解でいいんでしょうか。

地域整備課長　回収の努力しておりまして、回収に関する相談とか、分割払いとか、分割納入とか、いろいろ相談しながらやっているところで、今回の決算書におきましても、滞納繰越分の収入済額169万6,800円というふうなことで、取れる努力をしてのこの結果というところであります。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありますか。

７番　では、同じ項目ですので、公営住宅使用料のほうを私はお聞きしたいと思います。

この滞納分、これに関して町が管理している公営住宅というのが何棟かあると思うんです。その中で、滞納繰越分に至っている住宅というのは、どういった住宅になるのか。つまり、町営住宅とか、ほかの一戸建てとか、様々なところから徴収をしていると思うんですけれども、まず、町営住宅の種類別で滞納になっているところというのは分かりますか。そこを質問したいというふうに思います。

地域整備課長　どこの住宅でどれぐらいという滞納状況については、資料を見ないと現在頭に入っていないんですけれども、人数的には滞納繰越分９名というふうに把握しているところでございます。

地域整備課長　公営住宅団地舟形団地と木友住宅において滞納繰越があるということでございます。

７番　まさにそこを聞きたかったわけなんですけれども、木友住宅と３棟ある公営団地の中で滞納繰越分が発生しているという答弁だというふうに思いますけれども、去年でしたか、火事がありました。その影響で滞納になってるというような、そういう影響とかというのはあるのかどうか、そこら辺のところあれば、答弁お願いしたいというふうに思います。

地域整備課長　滞納において、火災の影響はないというふうに聞いております。

以上です。

７番　そうしましたら、引き続き町税のほうでは随分いい収納率上がっているようですので、こちらのほうでもしっかりと徴収できるように努力していただきたいというふうに思います。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

５番　38ページ、39ページ。16款17目１項不動産売払収入1,140万円とありますけれども、この

内容についてお聞かせください。

総務課財政係長　不動産売払収入のほうの内容ですけれども、国道13号の毒沢地区災害復旧工事に係る山林の売払いがありました。こちらが386万2,000円ほど。またもう１件ございまして、東北農林専門職大学、民間アパートの第２期地区の用地２区画分を売り払ったというふうなことで、こちらが658万6,000円ほど、合わせまして1,044万8,000円ほどというふうになっております。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。質疑ありませんか。

６番　ちょっと細くなるような質問ですけれども、38、39ページ、財産貸付収入の中で、医師住宅貸付収入66万円というふうにありますけれども、どういうふうな使われ方をしていたのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長　ここの医師住宅につきましては、管理上から職員の世帯が今入居しています。６年の途中から入居して、７年は１年間いたので、マックスの66万円というふうな収入になります。

６番　現在も同じような形で使われている状況なんでしょうか。

健康福祉課長　今年度も引き続き入居を継続している状況でございます。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

９番　47ページになります。21の５、若鮎まつりご祝儀外59万4,000円というふうに備考にありますけれども、非常に59万4,000円というふうなことで多額になっております。ご祝儀が多いということは非常にありがたい話なんですけれども、このように増えた要因というのは、どのような要因があるんでしょうか。

総務担当課長補佐　私のほうから、今のご質問にお答えさせていただきます。

若鮎まつりのご祝儀としましては、20の団体・個人から５万2,000円の収入となっております。そのほかについては、若鮎まつりのＴシャツやポロシャツの販売金額などもこちらのほうに含まれておりますので、ご祝儀だけの金額ではないというような形になっております。グッズ販売の金額もこちらで収入しております。

以上です。

９番　そうしますと、このご祝儀外というのが、そういうグッズ販売ということになるというふうなことでよろしいですか。

総務担当課長補佐　そのような内容でございます。

委員長　ほかに質疑ありますか。

７番　私もちょっと細い質問になりますけれども、42ページの雑入、21款５－１の、43ページの団体生命保険事務取扱収入ということで３万3,000円ほどありますけれども、これ団体ってどういう団体の事務委託を受けての収入なのか、そこをまず質問したいというふうに思います。

総務担当課長補佐　団体の委託といいますか、保険料を給与から天引きしておりまして、その保険料の３％を事務費として収入しているものでございます。

以上です。

７番　そうしますと、職員が加盟している団体生命保険が、自動かどうか分からないですけれども、引き落とされたときの自動の手数料ということだという認識でいいわけですね。どこかの団体から全部委託されているというわけではないという認識でよろしいということですね。ならいいです。ほかの団体からなら、そこまで役場がする必要があるのかなと思ったものですから、自動で引き落とされているということなら、それでよろしいかというふうに思います。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　これをもって一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

ここで、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５３分　休憩

午後　１時００分　再開

委員長　休憩前に復し会議を再開いたします。

一般会計歳出の審査を行います。

第１款議会費の読み上げをお願いします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより、第１款議会費の審議に入ります。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質問なしと認め、第１款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第２款総務費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより、第２款総務費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

４番　54、55、２－１－１。55ページの中段ほどに、（11）負担金補助及び交付金の中でございますけれども、諸会議負担金107万3,700円あります。令和６年度決算では42万7,900円でしたけれども、今回64万5,800円ほど増えております。これの説明をお願いします。

総務担当課長補佐　こちら、諸会議負担金につきましては、令和７年度から上限額を、これまで２分の１、上限5,000円というところから、２分の１というところを廃止しまして、上限5,000円まで上げております。職員が会議に参加したときの負担金の上限額が上がったことに

より、支出額が増額したものになっております。

以上です。

４番　上限の改正というか、２分の１から上限5,000円ということで、会議そのものは項目としては増えているんですか。

総務担当課長補佐　会議等にも、研修の内容も含まれておりますので、積極的に参加するよう指示をいただいておりますので、参加する回数も増えてございます。

以上です。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

１番　成果報告書の５ページになりますけれども、２款１項１目職員採用試験事業ですけれども、今日も総務課長欠席のところなんですけれども、申し訳ないんですが、今年度、職員が８名採用されたわけですけれども、一挙に８名ということで、今までではなかったんではないかなと思うんですけれども、そういう中で、できれば数人ずつ毎年採用というのが一番理想だと思うんですが、募集しても募集ないということもあると思うんですが、その辺、今回８名を採用することになった経緯について説明をお願いします。

総務担当課長補佐　職員の採用に関しましては、職員の定員管理計画に基づいて採用の募集というところを考えております。現在の計画では、令和11年度までに92人というところを目標に定めております。各年度採用するに当たって、各年度の目標人数に、現在、職員数に達していないというところが現在の状況です。

業務多忙な中、慢性的な人材不足というのが大きな課題となっており、まずは、応募者を確保するために、決算書にもありますとおり、広告掲載手数料ということで、求人サイトへの掲載、あとはＳＮＳでの発信、あと職員労働組合との協力によってポスター作成などをして、まずは応募者の確保というところに取り組みました。それで、昨年度につきましては、応募者は全部で13名ということで、同数の受験者数となっております。優秀な人材が多かったということから、採用人数も８名という形で、大変多くの職員を確保することができたものと思っております。

１番　取組の成果として応募者が多くなったというようなことのようですけれども、そうすると、定員管理上では、令和11年で92人という目標ということですか。分かりました。

それで、保健師さんも含めて８名採用なっているんですが、この方々の現在の町内への居住されている方というのは何人おられますか。

総務担当課長補佐　令和８年度、８名の採用でありましたが、１名、現在退職となりまして、新採職員としては７名となっております。そのうち５名が町内のほうに在住していると、住んでいるという形になっております。

以上です。

１番　そうすると８名、４月に採用になって、現在は１名退職したということなんですか。分かりました。

委員長　ほかに質疑ありますか。

４番　同じ54、55ページの２－１－１で、右の備考のほうですけれども、ふながた応援事業の中で、ふるさと応援団支援事業補助金というのが、昨年、令和６年より９万8,000円ほど減額しております。この減になっている要因をお願いします。

まちづくり課長　令和６年度より少なくなっているという要因なんですが、令和６年度は、町内会長の方たちが参加されております。令和７年度については、町内会長さんたちがちょっと参加されていなかったということで、令和７年度は少なくなっている。

　東京友の会の総会と町民まつりといったものが11月頭に開催されております。そちらについて、一番多く参加されていた町内会長さんたちが、令和７年度は参加なかったといったことで減になっております。

４番　何人減になっていますか。

まちづくり課長　すみません、資料手元に持ち合わせておりませんので、ちょっと人数は把握しておりません。すみません。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

１番　それでは、52、53ページの２款１項１目の一般管理費というような捉え方の中であれですけれども、現在、町の課制は平成23年頃に改正したものではないかなと、約15年ぐらい前に改正した今の課制条例ではないかなと記憶しているんですが、この間、人口減少なり少子高齢化が進んでおりますし、事務事業の増加ということもあるというふうに思いますし、あと主要課には室長というようなことで配置されているわけですけれども、行政のニーズも多様化しているという中で、組織改革とか課制条例の見直しというのは必要ないかと思っているんですが、その点については、どのように考えているかお伺いしたいというふうに思います。

副町長　課制条例については、今設定なっていますけれども、その都度改正をやってございます。一応、内部で事務改善委員会とか内部検討をしております。やはり、ここ最近、最近といいますか、今日的なところで事務も多様化してきていることとか、様々状況も変わってございますので、そういった面で、事務管理というふうなところで、体制をその都度検討して設定してございます。

１番　事務改善委員会等で検討しているというお話ですけれども、県でも、県庁と総合支庁の出先の見直しということで、今、県の行革委員会にその案を出しているというような情報もありますし、そういうことで、町のほうでもいろいろ今のニーズに合った体制というか、そういうものを検討してほしいというふうに思いますし、役場と町の場合には、出張所の関係というか、出先との関係もありますので、その辺も十分効率的な運営というような点で、ひと

つ引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上です。

町長　県のほうの総合支庁の見直しというふうなところの話が出ましたので、先日、部長が来られて話をされて、意見聴取というふうな形で来られましたので、舟形町としては非常に反対だと。せっかく、各地方に総合支庁というものを置きながら、それを本庁に戻すというようなことになっていきますと、最上地方は、香川県や大阪府と同じであるというふうなことでありますので、声の部分というか、その地域、地域の特性に応じた課題というものの対応が遅くなってしまうというふうなことで、それについては大変残念だというふうなことで申し上げております。

基本的にはやはり、そこの総合支庁にもっと予算を置いて、その地域、地域の特性に合った課題というものを、しっかりと課題解決に向けて市町村と連携してやっていくべきだというふうなところではあるんですが、県のほうの財政的な問題というふうなところとか、職員の減少というふうなところの中で、やむを得ないというような説明でございましたが、引き続き舟形町としましては、総合支庁のしっかりとした機能拡充というふうなものを申し上げていきたいというふうに思っております。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

６番　ページが62、63の一番上、空き家対策事業です。

成果表の中に、３年に１度の定期空き家数調査について、町内会長や民生児童委員と連携し実施することで、空き家の実態把握を行うことができ、活用や除却に向けた検討を深めることができたというふうな文言がありますが、どういうふうな話合いをし、そしてどのような結果になったのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長　この件に関しては、地域整備課補佐の八鍬よりご説明したいと思います。

地域整備課長補佐　令和７年度に空き家の調査というふうなことを３年ぶりにしたわけなんですけれども、まず４月の町内会長会議の際に、今年度、そういうふうなことをしますというふうなことで、まず口頭でお願いをいたしまして、文書を持って、役場のほうが把握している空き家の物件の氏名等をお示しした上で、そこから増えたものについて、ご記入をお願いしますというふうな形で調査をさせていただきました。

結果としましては、令和４年度に実施したところ114軒の空き家であったものが、令和７年度調査では134軒に増えているというふうな実態が把握できたところでございます。

以上です。

６番　今の答弁を聞いていますと、町内会長さんや民生児童委員の協力を得て、空き家の現状の把握だけというふうなことで終わったという理解でいいのか。でき得れば、じゃあその次の活用というようなところの話合いは全然されていないのか、再度お聞きしたいと思います。

地域整備課長補佐　町内会長さん方と利活用についての話合いというふうなものは、今のところ持っていないような状況になってございます。ただ、５月に固定資産税の納付書を固定資産税課税者全員に送るというふうな住民税務課のほうで業務をしておりますけれども、その中で、空き家所有者に対しまして、空き家の活用と解体というふうな制度の周知をして、その両方を活用いただくように、空き家の所有者のほうには周知をしているような状況でございます。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

１番　ただいまと同じあれですが、成果報告書の10ページにありますのは、空き家対策事業でございますけれども、実績が載っているわけですが、現在、住宅の解体費、建物の大きさによって違うと思うんですが、大体どれぐらい解体費、平均でかかっているんでしょうか。

地域整備課長　大体１棟当たり200万円から300万円の間で、１平米当たりに換算しますと１万5,000円から２万円の間での解体費となっております。

以上です。

１番　空き家対策の交渉では、担当課のほうで大変ご苦労されていると思うんですが、老朽化した空き家に対して、いろいろな交渉されていると思うんですが、その段階で解体して了解してくれれば一番いいんですが、なかなかそういかないというふうに思いますけれども、やっぱり相続人、あるいは所有者に交渉する場合、解体ということで了解して解体なり、あるいは売買とか、そういうようなことで決まれば一番ですが、なかなかそういうふうにいかないというような現状だと思いますが、解体できない場合、その前の段階として、やっぱり周囲に迷惑をかけないような、まず第１段階として対策、飛散防止のネットで物を飛ばないようにするとか、そういうあれをまず、解体できなければ、そういうものをまず第１弾として考えてほしいという、そういう交渉の仕方といいますか、そういうものも必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。実際のあれとしては、やっぱり解体してほしいというか、処分というか、そういうな交渉の仕方、解体費、町の場合、解体すればこういう補助金あるとか、そういう周知はしていると思うんですが、その辺の交渉の経過というか、その辺はどうでしょうか。

地域整備課長　地域整備課長補佐の八鍬よりご説明したいと思います。

地域整備課長補佐　飛散防止のネットというふうなことなんですけれども、ネットをおうちにかけるというふうなことに対しましても、結構な費用がかかってしまいます。そういうふうなこともあって、ネットによる飛散防止ということよりは、もうこの際、お金をかけるのであれば、解体に向けてご検討をというふうな方向に、町としては方針を固めているようなところでございます。

１番　それが一番理想だと思うんですが、解体となると金額的にもあれで、かなりの金額になると思うんですが、例えば飛散防止だと五、六十万とかでできるというのは、前に聞いたことがあるものですから、そういう、第１段階としての形もあるのかなというふうに思ったところです。

あと、いろいろな空き家の放置のケース、いろいろあると思うんですが、相続人とか、例えば息子さんとか、あと兄弟が健在で……。

委員長　伊藤委員、一問一答でお願いします。

１番　そういう相続人の方がおられても対応していないというような、そういうようなことで、空き家の周囲の人から見れば、やっぱりどうしてなんだろうということで大変残念に思っている方がおります。

町としてはいろいろな交渉をしていると思うんですけれども、その辺、今後の交渉の強化というか、そういう面で、そういう方に対しての方針、どういうふうにしていくかということで、その辺はどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

地域整備課長　整備課長補佐のほうからご説明したいと思います。

地域整備課長補佐　先ほど申しました固定資産税の納付書とチラシのほうを同封するというふうなもののほか、そういうふうな危険な物件につきましては、電話で所有者のほうに連絡を取りましたり、あとは色のついた封書で、大変危険ですというふうなことを強調するための文書のほうを写真つきでお送りしたりもしてございます。そういうふうな中で、対応してくださる方もいらっしゃるものですから、今後ともそのような対応を取っていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

４番　同じく62、63、２－10－６まちづくり推進費の備考の中に、空き家対策事業ですけれども、この中の（３）に、最上地区空き家対策エリアマネージャーということがあります。これの仕事、どんなことをやるのか、お願いします。

地域整備課長　空き家対策エリアマネージャーにつきましては、空き家を活用したい人、利用したい人、欲しい人、借りたい人と、空き家を売りたい人、貸したい人の間をつなぐような業務になります。具体的には、ホームページで空き家の状況を360度写真のようなもので詳細に表示したり、あとは売りたい場合は、売値の相談、アドバイスなどもやったりするような業務になります。

以上です。

４番　最上地区空き家対策エリアマネージャー委託料なんですけれども、最上地区ということは、舟形町だけでなくて、ほかの自治体もこれを一緒になってやっている業務委託なんですか。

地域整備課長　令和７年度につきましては、最上町と真室川を除く６市町村が委託しまして、28件をサイトにアップしているような状況であります。

以上です。

４番　それでは、この委託料16万5,000円の内容というか、どこからこの16万5,000円というお金が出てきたのか、計算方法というか何ていうか、そういったものをお聞きします。

地域整備課長　舟形町では３件の空き家をお願いしているところでございまして、５万5,000円掛ける３件の16万5,000円となっております。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

１番　それでは52、53ページ、２款１項１目の総務一般管理費事業の中の旅費についてですけれども、現在、職員それから特別職の宿泊料は幾らになっているんでしょうか。

総務担当課長補佐　旅費に関しまして、まず日当につきましては１日2,200円となっております。宿泊費につきましては、一般職員等は１万1,800円、特別職、議長等は１万5,300円となっております。しかしながら、物価の高騰によりまして、宿泊費につきましては、この金額内で納まらない場合もございますので、総務課と協議しまして、見積りを取った上で実費相当分を支給するような形になっております。

以上です。

１番　宿泊料金が高騰しているということは分かっておりますので、そういう意味からも条例を改正すべきではないかというふうに思いますけれども、そういう検討はされないんでしょうか。

副町長　旅費に関しては、庁内でも十分検討しました。また、組合のほうからも話があって、ご存じのとおり、やっぱり関東、都市部のほうでは、設定している金額では泊まれないような状況です。その都度、オーバーしている分については起案を上げていただいて、総務課と協議して、それで決定している。一応規則、条例に関しても、そういったやり方については網羅できているというふうなところで、合法的なやり方だという判断で、今そのような対応をしているところです。なお、管内についても同等の対応の仕方をやっているというふうに承知しているところでございます。

１番　ただ、オーバーの分をそういう協議して支払うということが、それで問題ないわけですか。ちゃんとした条例を改正して、その額を支給すべきだと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

副町長　今、物価高騰等の世の中ですので、地域的にも固定されているというか、格差があったりしておりますので、そういった状況を勘案すると、定額にしてというふうなやり方は、ちょっと時期尚早かなという感もあります。ですので、今の状況を、少し状況を見ながら対応

していって、定額で設定できれば、条例の改正等も検討するというふうな傾向になるかと思っております。

委員長　ほかに質疑ありますか。

６番　ページが74、75ページ、２－１－20、ふるさとづくり応援事業費の成果表23ページです。

役務費の中に、今ポータルサイトへの手数料、国ではポータルサイト会社のほうに引き下げてほしいというふうな要請をしているようでありますが、当町においてポータルサイトへの掲載手数料、どの程度支払っているのか、お聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長　ただいまのご質問のポータルサイトへの手数料についてですけれども、今現在、舟形町で契約しておりますサイトにつきましては、3.9%から12%の間で、各社異なっているというような状況にございます。

ふるさと応援推進室長　金額ということでよろしいですか。金額につきましては、寄附金額に対しての3.9%から12%ですので、寄附金額にその率を掛けた金額をお支払いするというようなことになります。

委員長　暫時休憩します。

午後１時４０分　休憩

午後１時４０分　再開

委員長　会議を再開します。

ふるさと応援推進室長　すみません、手元にサイトごとの支払いしているものを持ち合わせてなくて、申し訳ございませんが、お答え今できない状況です。

委員長　暫時休憩します。

午後１時４０分　休憩

午後１時４５分　再開

委員長　会議を再開します。

６番　私的には、想像するにかなりの金額を出しているんだろうなというふうに思っております。先ほど町長から話があったとおり、国のほうでもかなり動いてきているというような中で、具体的に町では、引き下げるための具体的なアクションといいますか、これについてどのような行動を取っているのかお聞きしたいと思います。

副町長　ポータルサイトの手数料に関しては、やはりその辺は担当のほうで目を光らせております。安いところ、それと、やっぱり周知能力、効果のあるサイトというところで、サイトの選定は十分対応している、その成果が今回の額にもつながっているのかなというふうに思っているところでございます。

町長　今副町長が言ったのは、ポータルサイトの選定に関して、手数料の関係もございまして、あまり高いところを選ばず、その中でも実績が上がるポータルサイトを取捨選択しているというところなんですが、先ほど申し上げましたとおり、ポータルサイトだけがもうかると、ふるさと納税日本全体での額が上がれば上がるほど、ポータルサイトだけもうかるという仕組みでありますので、それでは非常にまずいというふうなところで、町村会であったり市長会であったりを含めて、そういう問題点を指摘しておりますので、そういったところが総務省の判断の中で、ある程度引き下げろというような勧告になっているものというふうに思っています。

さらに、私としては、どのサイトも一律、例えば５％なら５％というふうに決めていただかないと、あるサイトは一生懸命ふるさと納税を商品として出すというふうなところで、そこに上げているところは、ふるさと納税額が伸びるというところで、伸びるとまた手数料が上がるというふうなところもございまして、そこだけもうかるというのも違うので、どのサイトを選んでも同じ手数料だというのが望ましいだろうというふうなところで、そういったご意見もさせていただきますし、先ほど言ったとおり、総務事務次官とお話しさせていただいたときもそうですし、総務省の幹部の方々と意見交換をする際も、その旨は微力ながら意見を言わせていただいているところでございます。引き続き、頑張ってそのようにしていきたいと思います。

６番　ぜひ、国のほうでも引き下げろというようなことで、声を高く上げているわけですので、やはり地方全体がもっともっと声を出していかないと、その効果というものが出てこないというふうに思いますので、町長が先頭に立って行動をよろしくお願いしたいと思います。

委員長　答弁は。いいですか。ほかに質疑ありませんか。

１番　62から63ページの、２款１項７目企画開発費の男女共同参画社会推進事業費の中でありますけれども、町の男性職員が育児休暇を取得しているという状況は、どのような状況になってるかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長　職員における育児休暇、男性職員の育児休暇なんですが、７年度においては２名の実績であります。

１番　分かりました。７名ということですけれども、夫の家事とか育児への参加が長いほど、第２子が誕生する率が高いというような、そんな情報もあります、厚労省のデータもあるようですので、少子化の中、男性が日常的に育児するとなれば、いろいろな職場の環境整備というのも大変だとは思いますけれども、その辺も配慮しながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

まちづくり課長　すみません、７年度の実績は２名でございます。

育児休暇等を進める上で、やはり町で取り組んでいるのが、一般質問でも町長がお答えした中にもありますけれども、アンコンシャスバイアスの解消、そちらにやはり町は力を入れて取り組んできております。思い込み、偏見、そういったものをやはり解消していくことが、まずは大事じゃないかということで、家庭内における家事等を含め男女の役割の偏見、思い込み、あとは地域の役割、あと職場における、そういった職場含め一般生活においての偏見や思い込みの解消が必要ではないかという感じで取り組んできておりますので、今後とも、町としては多面的な教育も含め、いろいろな活動、取組をしていくわけなんですけれども、アンコンシャスバイアスの解消といったところを大きく捉えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

４番　64、65ページ、２－１－７、企画開発費の中でございます。65ページに、ゼロカーボンシティ推進事業がございます。その中で、地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料767万3,600円というふうにございますけれども、この業務内容をお願いしたいと思います。

まちづくり課長　今質問がありました地球温暖化対策実行計画というのが、これまでは、役場庁舎の事務事業編といった計画をつくっていたんですが、今回の地球温暖化対策実行計画というのは、舟形町全体の計画、区域施策編といった計画の策定に当たったものです。

内容につきましては、町全体で取り組む事業について計画を組んでいる内容となっております。

４番　業務委託ということなので、決算だから、委託先はどこで、これは業務をやったのかお聞きします。

まちづくり課長　委託先は、株式会社エスプールといった会社に委託しております。経過といたしましては、３社による公募型プロポーザルを行っております。うち１社辞退がありまして、２社によるプロポーザルの結果、エスプールに決定したといった内容になっております。

４番　分かりました。ぜひとも温暖化対策頑張ってください。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

１番　成果報告書の15ページになりますけれども、２款１項12目交通安全対策費の中で、カーブミラーの修繕５か所ということがありますけれども、町内には数多くのカーブミラーが設置されていると思うんですが、その辺の設置されている場所の点検というのは、どのようになされているのかお聞きします。

住民税務課長　ただいまご質問ありました、町内のカーブミラーですけれども、基本的には、カーブミラーは道路管理者が設置するものと心得ています。国道であれば国、県道であれば県、町道であれば町と。しかしながら、県道に丁字路で当たる町道などは、県の許認可を得て町で設置しているものも多数ございます。全部で140以上のカーブミラーがございまして、それ

を国なり県なり町が定期的に点検しているかというのは、国・県はちょっと分からないんですけれども、町では定期点検ということはなかなかしてございません。ただ、担当であったりが外に出る際には、それを注意して見る、または町内会の要望等あった場合には、そこを点検した、その流れでほかのところも見るというような点検方法になろうかと思います。

以上です。

１番　確かに設置管理者がいるかもしれませんけれども、ほとんど町で設置したものが多いんではないかというふうに思います。そうした中で、町内を見ますと、やっぱり２つついていた片方が曇っていたり、ちょっと傷ついていたり、角度がおかしいとか、いろいろなあれがあります。そういう面で、やっぱり点検してほしいなというふうに思います。

それで、例えば職員の皆さんだけでというのは大変だとは思うんですけれども、防犯の街灯ですと防犯連絡員ですか、あの方が年１回ぐらい調査してくれというような、そういうのがあって、その報告を出しているわけですよね。カーブミラーについても、そういう形でお願いできないものか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

住民税務課長　伊藤委員からお話あったように、防犯灯につきましては町内194基ございます。そちらについては、防犯連絡員の皆様に点検の委託というか、お金を提供して点検していただいているという経緯ももちろんございます。カーブミラーにつきましても、どういった方法で点検がいいのか、職員が回ったほうがいいのか、例えば交通安全協会舟形支部のほうに例えば委託したほうがいいのかという部分も含めて検討させていただければと思います。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

まちづくり課長　すみません。答弁の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど１番委員の質問で、職員の中で男性職員が育休を取った人数について、私２名というふうにお答えしたんですが、大変失礼しました、３名に訂正させてください。失礼しました。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

９番　それでは85ページになります。２－５－１、統計調査員報酬、これ39万円になっています。これ７年度の当初予算で33万円の当初予算だったと思いますけれども、下のほうにあるように、２款５項２目より流用というふうなことで、国勢調査員・指導員報酬より６万2,000円ほど流用になっております。６年度の決算が24万8,000円というふうなことで、15万円ほど多くなっておりますけれども、この理由をお伺いしたいと思います。

総務課財政係長　ただいまの質問にお答えいたします。

統計調査員の報酬につきましては、特別職報酬の条例上、１万円、年額というふうなことで１人当たりになってございます。統計調査員の協議会がございまして、その会則の中で、報酬のほうから年額2,000円を協議会費として協議会の通帳の中に入れさせていただくというふうなことで決まりもあります。

そこで、令和６年度だったんですけれども、本来１万円、１人当たり報酬支払った中から、2,000円のほうを報酬として差し引くというふうな処理をしようとした際、担当のほうで事務ミスをしてしまいまして、それ以上に差し引いてしまったということで、１万円の年額をお支払いするところ8,000円の年額になってしまったというふうなことがありました。

そこで、７年度に、その不足している分を統計調査員の方々に2,000円ずつ支出しなければいけなくなったというふうなところで、７年度の予算の中で工面して、そのように遡ってさせていただいたというふうな実情がありました。その分を含めまして、2,000円掛ける31名分が、本来支払うべき７年度の報酬に加算して支払ったというふうなところで、今回大きな金額というふうになってしまいました。

今後そのようなことがないように、内部でしっかりダブルチェック、トリプルチェックなどというふうなところで話をして、担当を含め係長の私、それから課長のほうと話をしているところです。

以上です。

９番　そうすると、当初予算の段階ではこれは分からなかったと。分からないから、こういうふうになったんだというふうなことだと思うんですけれども、４年と５年でもこれ違うんですよね、金額が。６年と７年だけじゃなくて。今１万円というふうなことがございました。１人当たり１万円というふうなことでございましたけれども、今統計調査員というのは、34名いるんじゃないかなと私は思っているんですけれども、私の勘違いだったらいいですけれども、実際何名おられるんですか。

総務課財政係長　統計調査員につきましては、一応推移を申し上げますと、令和５年度の際は32名、６年度は31名、７年度は33名というふうなことでございました。

９番　年度によって、統計調査員の人数って変わるんですか。

総務課財政係長　はい、おっしゃるとおりで、人数は年度によって変わります。というのが、町内会長さんたちの会議の中でも、各町内の衛生組合長ですとか、そういった担当を決める際に、ある町内会さんからは、今年度は統計調査員は１名減で、ですとか、今年度でいえば、私の記憶の中でですが、向山のほうで１人増えてというふうなこともありましたり、そういったところで、毎年毎年、変更が生じるものでございます。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

１番　68ページから69ページの２款１項12目交通安全対策費の交通安全対策推進協議会補助金65万円ありますけれども、この交付の内容をお願いします。

住民税務課長　交通安全対策推進協議会への65万円につきましては、３つの団体に分かれてございます。このうちから交通安全推進協議会へ15万円、交通安全舟形支部へ25万円、交通安全母の会へ25万円、合わせて65万円という内容でございます。

以上です。

１番　分かりました。今ちょっと話題のあれなんですが、改正道路法によって、９月１日から、中央線のない一般道路とかに対して、住宅地での幅員狭いところの交通に対して、今まで上限60キロだったものが30キロということで、今いろいろなテレビであれなっていますけれども、これらに対して、町では、この関わりというか該当するところというのがどういうふうになるんでしょうか。交通規制。

委員長　１番、伊藤委員、決算でありますので、その質問はしないようにしてください。

ほかに質疑ありませんか。

４番　66、67、２－１－10、総合行政システム事業費で、舟形町総合行政システム事業の中に、（８）に備品購入費954万3,800円というふうに記載されております。これの備品購入ということで、この内容をお聞きします。

デジタルファースト推進室長　こちらの備品購入費につきましては、職員端末の更新の費用というふうになります。こちらのほうは、Ｗｉｎｄｏｗｓ10のサポートが終了するということで、令和５年、６年、７年と３か年で入替えを実施したものでございます。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

７番　それでは、２款１項14目の、何ページだっけ、70ページ、71ページの職員研修事業について質問いたします。

成果報告書の、ちょっと私、目が留まったところということで、成果報告書では17ページ、町独自の自主研修ということで、今までにちょっと、去年あったかどうか分からないですけれども、目に留まったところが、部下とのコミュニケーション研修ということで、37名ほど研修を受けているようです。

この表題だけ見ると、非常に若い入ったばかりの職員の方とのコミュニケーションに苦慮されているのかなというふうな印象にも受け止められるんですけれども、その研修を必要とするに至った、37名も研修を受けているわけですので、この研修をしようと、町独自でしかもしようというふうに至った経過について質問いたします。

総務担当課長補佐　こちらの研修については、ハラスメント研修の一環として、係長以上の職種に対して研修を行ったものでございます。

内容に関しましては、ハラスメント対策に必要なスキルということで、部下とのコミュニケーションやセルフコントロールなどについて学ぶためということで行ったものでございます。37名というところは、先ほど言いましたとおり係長以上の職種に対して募集をかけたものでございます。

以上です。

７番　何となくハラスメント研修かなというふうには思っておったんですけれども、という研修

名ではなくてコミュニケーション研修というふうになっていますね。というのは、非常にニュースでも話題になっているＺ世代の方とのお付き合いの仕方という、ＮＨＫでもよくやるんですけれども、そういうのを見ていると、要するにハラスメント以外にも、そういったコミュニケーションをどういうふうに取るかという内容のものが含まれている研修であったのかどうかというのを再質問したいというふうに思います。

総務担当課長補佐　前年まで、令和６年度までは、講義形式でのハラスメント研修というものを行ってまいりましたけれども、７年度からは、ワークショップなどグループでの意見交換などを含めたような形式で行う形の研修ということで行ったものでございます。管理職リーダーが、部下とのコミュニケーションを図るというところがハラスメントの解消につながるというふうに思い、このような形式の研修を行ったものでございます。

７番　先ほど、職員採用の中で、入った方が何人か辞めているという、採用の話とはまたちょっと別ですけれども、何人か入った方が辞めているという話も聞きます。名前までは承知はしておりませんけれども、こういったハラスメント研修で、そういったことが原因ではないと思いますけれども、成果が上がっているというふうに感じているのか、町長の所見を伺いたいと思います。

町長　どれだけの効果がすぐ上がるかというのは分かりませんけれども、やはり、人と人と一緒に仕事をする上では、コミュニケーション能力というのは大変必要でありますし、今いろいろなセクハラ・パワハラというハラスメントの世界でもありますので、そういったことにお互い気をつけながら一緒の仕事をしていくというふうなことが肝要だというふうに思いますので、町としましては、やはりＺ世代であろうが何であろうが、しっかりとこういった研修を多く積むことで、経験と知識が積まれるというふうに思いますので、積極的に今後も進めていきたいというふうに思います。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

委員長　ここで、一般会計歳出の質疑において、６番奥山委員よりの質疑に対して、野尻ふるさと応援推進室長から発言を求められておりますので、これを許可します。

ふるさと応援推進室長　先ほどのご質問につきまして、ポータルサイトへの支払い額というようなところで、基本額になりますが１億1,592万9,019円の支払いというような状況でございます。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第２款総務費について質疑、審査を終結いたします。

第３款民生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより、第３款民生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

４番　98、99ページ、保育所費でございます。99ページの備考の欄に、（６）に備品購入費ということで、保育所備品購入費107万5,470円記載あります。これの内容をお聞きします。

教育課長　ただいまの保育所設置事業の備品購入費の内容でございますが、業務用の冷蔵庫と厨房用ガステーブル、そしてフライヤー、そしてお出かけ兼用避難車でございます。

以上です。

園児のお出かけするときの、何人か乗れる、何ていうんでしょう、カートというんですかね、でございます。

４番　ありがとうございます。

ちなみに、令和６年も116万3,745円、決算していますけれども、やはり毎年100万円台ぐらいの備品が必要になってくるのかなというふうな、ちょっとそこら辺をお聞きします。

教育課長　ここ数年の備品購入費については、やはり主に調理、厨房の機器の更新というふうなところが多いかなというふうに私は感じております。というのも、やはりかなりの経年劣化している調理器具が多いものですから、中には統合前の保育園から持ってきている器具もございますので、そういったことから、ここ数年は、そういった調理器具の更新というものが多いのかなというふうには感じております。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

５番　私からは、88ページ、89ページ、３款１項２目人工透析患者通院交通費扶助費10万500円とありますけれども、何人の方に補助を出しているのか、お聞かせください。

健康福祉課長　７年度の実績は５名でございます。

５番　５名、まずあれなんですけれども、舟形に今現在、透析患者は５名という認識でよろしいんでしょうか。

健康福祉課長　そうです。５名で、その方の交通費を補助しているというものでございます。

５番　年々、透析患者、私の知り合いでもやっぱり透析をやっている、若くしてやっている方もいらっしゃいますので、やはりこれから増えてくるのかなということも危惧しておりますけれども、それに対して、町としてこういう補助を出してくれるのはありがたい事業なので、今後も頑張ってつけていただきたいと思います。答弁はいいです。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

１番　ページは、90から91ページ、３款１項３目老人福祉費の中の緊急通報システムサービス業務委託料でありますけれども、従来、消防署とラインがつながっていたのは変更になったと思うんですが、どういうふうな業務委託になっているのか。成果表では月１回安否確認というよ

うな記載もありますけれども、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

健康福祉課長　月１回の、委員おっしゃる確認に加えまして、火災ガス漏れ等の監視、ブザーでお知らせするもの。あとはライフリズム監視、ある一定の、毎日通るような場所を通らなかった場合にお知らせするというもの。あとは夏場、熱中症の見守りということで、熱中症の指数が高くなれば自動音声でそういうお知らせをするなどのオプションが加わっております。

１番　そうすると、例えば老人の方が気分が悪くなったとか体調不良の場合は、どういう連絡の方法なんでしょうか。

健康福祉課長　それは従来どおり同じで、ボタンを押すと、前は消防署でしたが、今回はアルソックのほうにつながって、内容によっては消防署につなぐなりの、そういうやり取りがなっております。

１番　セコムでしたか、別の会社なんですけれども、その場合だと、何か自宅に駆けつけてくれるというような、そういうようなシステムも聞いたことありますが、今回はそういうあれはないわけですね。そうすると連絡だけということなるわけですね。

健康福祉課長　音声でのやりとりができれば、その内容を聞いて次の段階につなぐということもありますけれども、ボタンを押して応答がないとかとなれば、駆けつけて様子を見に行くようなシステムになっております。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第３款民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、午後２時４０分まで休憩いたします。

午後２時２６分　休憩

午後２時４０分　再開

委員長　休憩前に復し、会議を再開します。

第４款衛生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより第４款衛生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

４番　104ページ、105ページ、４－１－５です。備考のところに、心の健康づくり推進事業講師謝礼10万円あります。どのような内容で、どのような講師をお願いしたのかお聞きします。

健康福祉課長　県立保健医療大学の教授を呼んでの、ゲートキーパー養成講座というものを行っております。職員及び商工会の会員を７年度は対象に、19人参加で行ったものでございます。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

５番　106ページ、107ページ、４款１項２目指定ごみ袋等販売手数料とありますけれども、この

間まで、戦争のおかげでナフサ不足で、新庄市かな、新庄市では指定ごみ袋がないということで、白い袋でいいよというような話になったんですけれども、当町においてはそういう問題は起きなかったんでしょうか。

住民税務課長　ただいま、ご質問はごみ袋、令和８年度のごみ袋の不足についての質問かと思いますけれども、令和８年度の予算につきまして、当初予算は確保させていただいているんですけれども、世の中同様、ごみ袋の高騰のあおりを受けてございます。

高騰のあおりを受けているものの、当初契約している数量は納めるのは可能だということで、当町としては、ごみ袋の供給不足はございませんけれども、令和８年度予算としましては３割高で進めておりますので、途中で補正を組むなりの対応が必要かと思います。

以上です。

５番　ちょっと勘違いしてしまいました。申し訳ない。

ただ、やっぱりそういう問題も聞こえてきますので、やっぱりそれに対処していただきたいという思いで質問させていただきました。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

６番　ページが100、101ページ、４－１－１で、５の猫不妊関係のところで、成果表の中で、団体37万5,000円というふうなことがありますけれども、個人というのは分かりますけれども、どういうふうな形で団体37万5,000円というふうになったのか、その内容について質問したいと思います。

住民税務課長　ただいまご質問いただきました猫の不妊・去勢手術費補助金、団体というくくりがあるのはどういった流れかというようなものかと思いますけれども、この制度、令和６年度から始めてございまして、制度開始が、そういった団体からの、ある程度の要望というものもあったのかなというふうに私は認識しているところでございます。

舟形町の中では、「わんにゃんサポートしんじょう」という団体がございまして、そちらで、町内の多頭飼育であったり、野良猫であったりということに困っている、例えば町内会であったり、そういう方からの連絡を受けた際に、そちらに行って猫を捕獲して、不妊・去勢をして、例えば戻すであったり、そういった活動をしている団体がございまして、そちらでそういった不妊・去勢をすると。世の中なかなか誰も手をつけない、個人が飼っているものはいいんですけれども、飼っていないものについて、そういう活動をするという部分に対しても補助を行っているものでございます。

６番　大変ありがたい団体だなというふうに思いますが、そういうふうな猫を発見したときに、どういうふうな手順でその方々に連絡をすればいいのか、この辺について教えていただきたいと思います。

住民税務課長　令和７年度の決算の前、最後の団体からの申請の際に、私もちょっとその辺、ど

ういう活動でできるのかということを確認したところでした。連絡方法をいろいろなところへ掲示してあったり何かということではないそうで、ただ、そういった部分のつながりの中で、猫を飼っている人とか犬を飼っている人のつながりの中で、そういう団体があるということを知ってる方が多いと。

あとは、人づてに聞くとか、そういう中で、例えば、どこそこの町内会長から連絡をもらうとか、どこどこで猫を飼っている人が、ここでやっているのを知っていて、ここさ連絡すっといいんだがやというような中での情報をいただいて、そこに向かっているのだというお話でした。

私も、そこの連絡先はなかなかぱっと出てくるような付き合いがあるわけでもございませんので、猫を飼っているとか、そういう方々には広く知られている団体なのかなというふうには思っているところです。

以上です。

６番　今、課長の答弁を聞いていますと、町のほうでは、そういうふうな連絡先は分からないということで、町に連絡されても困るというふうなことなんでしょうか。

住民税務課長　事務所には連絡先は分かりますので、連絡いただいてもつなぐことはもちろん可能でございます。大丈夫です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第４款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第５款労働費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより第５款労働費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第５款労働費について質疑、審査を終結いたします。

第６款農林水産業費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより第６款農林水産業費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

４番　ページが112、113、６－１－４、農業振興費でございます。

113ページ、備考のところに、下段のほうになりますけれども、未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金ということございます。この事業内容をお聞きします。

農業振興課長　こちらの事業につきましては、県単独補助に町が補助金をかさ上げして行った事業でございまして、裏ノ山地区における、水稲からソバへの転換に対するソバ刈り用のコンバインの導入事業でございます。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

９番　125ページになります。６－２－１、備考のほうの林道維持管理事業のほうの林道維持管理委託料27万4,000円というふうになっておりますけれども、当初予算でこれ120万円あったと思います。27万になった理由をお伺いしたいと思います。

地域整備課長　林道維持管理委託料につきましては、実績としまして猿羽根山富田線の路面清掃、倒木撤去、後山線の除草などをやっております。当初想定したよりも道路が荒れていない、または草の繁茂が少なかった、あとは路肩の決壊等少なかったということで、維持管理経費がかからなかったというふうに認識しております。

以上です。

９番　道路が荒れていない、一口で言えば荒れていないと、荒れていなかったから27万円しかからないというふうなことだと思うんですけれども、過去を見ましても、５年の決算で138万円、それから６年の決算でも100万円、これほどの金額がかかっているわけです。27万円といえば、本当に管理できているのかなというふうに甚だ心配になるんですけれども、その辺りはどういうふうにお考えですか。

地域整備課長　通行可能な部分については、十分管理されている状況でございます。ただ、思い出したんですけれども、猿羽根山富田線、真ん中、富田のほうから舟形の小田山のほうまで抜ける道路なんですけれども、中央部分が災害で通行止めになっているというところがありまして、その部分の維持管理部分が軽減されているのかなというふうにも思います。

以上です。

９番　８年度の予算、今年度の予算で、また120万円ほど予算取っておりますよね、８年度の予算でも。７年度でこれだけ整備ができているとは言えないでしょうけれども、まず27万円で済むんだというふうなことであれば、非常に整合性が取れないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

地域整備課長　令和７年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、一部災害復旧、災害で通れない部分があった、その部分につきましては、現状で申し訳ないんですけれども未着手の状況でありまして、管理区間から外れているというような状況でございます。

さらに、維持管理の委託につきましては、路面状況、あとは草の繁茂状況などで、通行に支障がある場合において草刈り等を行うような、あとは倒木撤去等、あれば行うような状況ですので、決して７年度、安価だから何か、または６年度、高かったからどうだということではなくて、それだけ６年度には状況が、いろいろな状況が手のかかる状況にあったと。７年度はあまり管理上、手がかからなかったと。８年度につきましては、今現在進行中でございますので、結果としてどうかというのは、ちょっと今のところ手持ち資料はない状態なので何とも言えないんですけれども、維持管理につきましては、常に同じ金額がかかるというこ

とではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

６番　ページが115、あとは116、117の３、農業水利施設関係で、成果表を見ますと、三光堰関係の私どもは末端地区というふうなところで、代かき時には水が足りない、あと大雨のときには三光堰の水路を放流しないと、あふれ出るというふうなところで、こういったことを水の有効、効率のよい活用、さらには大雨時には開閉を開いて被害を食い止めるというようなことなのかなというふうに思いますが、具体的にはどういうふうな実施計画なのか、概要を教えていただきたいと思います。

地域整備課長　こちらにつきましては、事業としましては三光堰の水利管理ということで、農業水利施設等保全高度化事業に当たります。７年度につきましては測量設計ということで行っているところでございますが、これにつきましては、三光堰の監視システムということで、取水部分の、まずは取水部分の水門の管理、あと余水吐、ところどころに水を吐く吐け口あるんですけれども、そこの監視、できれば自動で改良区の室内から、事務所内から遠隔で操作できるようにできればなというふうに考えて計画しているところでございます。

以上です。

６番　このことをやってもらえば、三光堰の役員の方々にとっては、かなりの負担軽減になってくるのかなというふうに思います。ぜひとも、今年度から具体的な事業が始まるのか分かりませんけれども、早期に進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

地域整備課長　奥山委員おっしゃるとおり、水管理につきましては、水路の水路番というんですか、そういう人たちの苦労というのは、雨が降りそうになれば水門のほうへ急行したり、休みなく天気と闘いながらやっているという状況にあると思います。できるだけ、そういう人たちの負担軽減になるような計画をつくりたいと思います。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

７番　それでは次のページ、118ページの６款１項８目ため池等整備事業費の中の地すべり防止施設管理委託事業ということで14万円、去年も14万円ほどあるんですけれども、どこまでの範囲をまず委託されているのか、管理されているのか、まずそこの質問をしたいと思います。

地域整備課長　地すべり防止施設につきましては、農村整備関係の地滑り防止施設ということで、大平地区と西又地区、２地区があります。大平地区の地滑り関連の施設、集水井戸とか、西又地区も同じなんですけれども、集水井戸、横ボーリング等の周辺の草刈りや横ボーリングの清掃等を管理しているものでございます。

以上です。

７番　そういった管理委託料だということですけれども、この地区は、例えばその地区にしかそういった管理するものがないというふうな考え方なのか、要望とか要請があれば、また別の地域もそういった必要があれば、そういったところも対象になるのか、そこら辺のところを質問したいと思います。

地域整備課長　地滑り防止施設につきましては、大規模な、大規模な範囲、広範囲での地滑りが発生した箇所、農村整備関係なので、農地を中心とした大規模な地滑りが発生した箇所について国の採択を受けるようなものですので、要望した、要望によって事業を実施するようなものではございませんので、その点、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第６款農林水産業費についての質疑、審査を終結いたします。

第７款商工費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより第７款商工費の質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

６番　ページが130、131、７－１－４、（４）勤労者融資制度資金原資貸付金800万円というふうにありますが、労金に借入れを行うための800万円ということで原資をやっているというようなことだろうと思いますが、昨今の金余りの中で、こういうふうな原資、本当に銀行では必要なのかなと。別になくても融資できるお金というのは十分に持っているというふうに私は思うんです。そういった中で、あえて労金に800万円を原資という形で貸し付けている理由と効果について、お聞きします。

ふるさと応援推進室長　ただいまのご質問についてですが、勤労者融資制度資金原資貸付金、こちら労金さんのほうに貸し付けするということで、委員おっしゃるとおりなんですが、こちらのほう、山形県全市町村で取り組んでいるものとなっております。全市町村で取り組んでいるというのもなかなかなくて、山形県が珍しいというか、そういった状況だというふうに私のほうでは認識しております。そうした中で、この800万円を原資にすることによって、舟形町の町民の方について、低金利で貸出ししていただけるというようなところかなというふうに思っております。

種類といたしましては、生活資金それから教育資金、それから福祉資金、自動車資金、空き家対策支援等々あるんですが、利率については種類によって異なりますけれども、1.5％から、生活資金が一番高くて３％なんですが、そういった形で、通常よりも安い金利で貸していた

だけるというような制度になっていると思っています。

６番　何か聞いていると、県内全市町村が参加してるからしているというふうな感じなんですけれども、具体的に舟形町住民が利用しているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長　舟形町の町民の方も利用されておりまして、金額にして千数百万円ぐらいの利用があったというふうに記憶しております。借入れ、それから完済といったような形で、件数のほう変動しているというふうなところで、今現在の件数というのは把握しておりませんけれども、そのぐらいの金額を貸出ししているというふうに認識しています。

委員長　ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

７番　それではちょっと１つだけ質問します。

128ページ、７款１項１目、129ページの上のほう、こぶしの道維持管理委託料ということで、ここ、まずはどこの道路のこぶしに関する、植えている道路ということで、大体予想はつくんですけれども、一応どういう管理をしているのか、したのか質問いたします。

ふるさと応援推進室長　こちらのほうにつきましては一の関から温泉までのこぶしの道のこぶしの管理でありまして、毎年、金額的に15万円というようなところの範囲の中で、今年はここ、来年はここというような形で、毎年剪定等しているところでございます。

７番　そこだろうなというのは予想がつくんですけれども、管理の仕方なんですけれども、やっぱりこの頃、近年こぶし、こぶしと言わなくなったなと私、思っているんです。そういう中で、もう少し管理を、言うなれば、もうちょっときちんと植え直すとか、そういった今あるものをそのまま管理するということじゃなくて、町の花になっているんですよね、こぶしは。それにしては、そこの管理が手薄だなというふうに、あそこの道路を見ると感じるものですから、やはり少し増額して、もう少し、みすぼらしくないとまでは言いませんけれども、もうちょっと見栄えのいい町の花というか木として、きちんと管理されているという状態を保つことが重要だというふうに思うんですけれども、そこら辺のところの見解あれば、どういうふうに考えているのか質問いたします。

ふるさと応援推進室長　ただいまのご意見につきまして、担当している私どものほうでも、あそこのこぶしの道、今現在、残念ながら枯れてしまった木が三、四本あったりしておりまして、あとは、ちょっと温泉に近づくと道路にかかるような、雪で押されて、どうしても道路側に押されてくるというような木もございまして、そういったところをいろいろ、今現在、検討しておりますので、今後、そういったところも、枯れた木とか、そういったところも、何とか伐採するしかないとは思うんですけれども、そういったところも踏まえて予算のほうを要求等させていただければなというふうに考えております。

７番　私が思うのは、管理というのは草刈り程度ぐらいの管理なんだろうなというふうに思ってるんです。じゃないよって副町長首振っていますけれども、例えば枯れているものがあるん

だったら、毎年１本ずつでも、２本ずつでもいいから、そこを植えていくという、そこが見えれば維持管理ってしているな、しているし、町の木というんですか、花だというんですかね、そういうふうなものになっているものに対しての関わり方が、町としてちゃんとしているなというふうに見えるんですけれども、そういった、枯れたらそこを維持管理するだけというふうな感じに見えるものですから、やはり新しいものを植えていくというのが１つの維持管理の、町の花としての関わり、木としての関わり方じゃないかなと私は思いますので、ぜひ増額して来年は頑張っていただきたいというふうに思います。

ふるさと応援推進室長　ただいまご意見いただきました件について、上司と相談しながら対応のほうを検討させていただければというふうに思います。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第７款商工費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後３時１７分　休憩

午後３時２０分　再開

委員長　会議を再開いたします。

第８款土木費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより、第８款土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

５番　それでは138ページ、139ページ、８款１項の中の河川公園管理委託料822万8,000円何がしかとありますけれども、私今年ちょっと気づいたんですけれども、あそこの河川公園の草刈り、前は業者委託になったと思うんですけれども、今年、随分頻繁にきれいにしてもらって大変ありがたいんですけれども、変わったんでしょうか、委託は。

地域強靭化対策室長　内容的には今年は変わりなくて、一応、職員のほうでも少し、私のほうでも草を刈っているという状況になっております。

以上です。

５番　内容は変わっていないということで、ただ、でも回数は増えているんじゃないでしょうか、私はそう感じているんです。あそこ毎日散歩していますので、犬の。今年は随分きれいに頑張っていただいているなという思いがありましたので、今後も、またそれを継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

地域強靭化対策室長　継続して、職員のほうでもやれる範囲で行うようにしておりますので、回数のほうも増やしていきたい、きれいにしていきたいとは思っております。

以上です。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

４番　138、139、８－３－１河川費で、139ページ、備考のほうですけれども、４番の河川災害防止対策事業250万8,000円、これの工事箇所、お願いします。

地域強靭化対策室長　主要な施策のほうの中身にも書いてあるんですけれども、場所のほうが大平沢川と、あとは木友沢川、この２か所になっております。

４番　この２か所に関して、護岸の工事になっているのですか。

地域強靭化対策室長　こちらのほう、しゅんせつ工事になっておりまして、災害復旧の箇所の隣接している部分ということで、土がたまった部分を排土しているような形になっております。

以上です。

４番　今、しゅんせつした土砂の置場が非常に困っているという話もあるんですけれども、今、町のほうでしゅんせつした土砂の指定場所とかというのは今、そういったことはやっているんでしょうか。

地域強靭化対策室長　現在のところ、捨場はちょっと探している状態になっております。

以上です。

委員長　ほかに質疑はありませんか

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第８款土木費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでといたします。

次は、９月７日月曜日10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後３時３０分　散会

令和８年９月７日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第２日目）

令和８年決算審査特別委員会第２日目

令和８年９月７日（月）

出席委員（１０名）

１番	伊藤廣好	６番	奥山謙三
２番	叶内昌樹	７番	佐藤広幸
３番	荒澤広光	８番	八鍬　太
４番	伊藤欽一	９番	石山和春
５番	小国浩文	１０番	斎藤好彦

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森　富広	総務課長補佐	石川　忍
副町長	伊藤幸一	まちづくり課長補佐	沼澤友幸
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶紀邦	住民税務課長補佐	八鍬俊勝
デジタルファースト推進室長	佐藤　仁	住民税務課税務係長	岸　崇司
まちづくり課長	曽根田　健	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場由美子
ふるさと応援推進室長	野尻　誠	健康福祉課長補佐 地域包括支援センター長	東村貴恵
住民税務課長	豊岡将志	健康福祉課長補佐 こども家庭センター長	原田真由美
危機管理室長	植松昌人	健康福祉課長補佐 子育て支援センター長	矢口加奈子
健康福祉課長	沼澤一征	農業振興課 農政企画係長	佐藤　祐
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博	農業振興課長補佐	沼澤辰成
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎千恵子	地域整備課長補佐	八鍬幸仁
地域整備課長	伊藤秀樹	地域整備課長補佐	松本正人
地域強靭化対策室長	伊藤英一	地域整備課 下水道主査	齊藤伸也
会計管理者	相馬広志	教育課長補佐	大場君博
総務課財政係長	仲野健太	教育課社会体育係長	宇都木俊昭
教育長	浅井　純	代表監査委員	齊藤　徹
教育課長	森　英利	監査委員事務局長	大場健一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大場健一	事務補助員	大場正江

本日の会議に付した事件

認定第１号　令和７年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　令和７年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第３号　令和７年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業歳入歳出決算の認定について

認定第４号　令和７年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第５号　令和７年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第６号　令和７年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

午前１０時００分　開会

委員長　おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、２日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会します。

認定第１号　令和７年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長　第９款消防費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより、第８款土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

１番　142ページから143ページで、９款１項３目の防災費についての防災事業ですけれども、昨年度において、職員の災害招集訓練等は実施されたのかどうか、まず伺いたいと思います。

危機管理室長　昨年度については、冬期防災訓練に合わせて１回実施したところです。

以上です。

１番　庁舎の関係はしていないってことですね。以前にも申し上げたことあるんですけれども、町の職員も、町外に住む職員も多くなってきている中で、予告なしで、やっぱり時間外に招集するというのは、そういう訓練も災害時に対応ということで、どれぐらいで体制を整えるかというか、そういうことで、年１回ぐらいはそういう訓練も必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

危機管理室長　職員の抜き打ちの招集訓練については、おととし、令和６年度１回実施はしております。また、今後もこういった形で実施はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

１番　特に昨今、自然災害が多くなってきておりますので、いつ起こるか分かりませんので、ぜひ有事に備えた体制ということで、訓練を実施してほしいというふうにお願いします。

以上です。

町長　おととしから、そういう訓練をするというふうなところでしております。おととしは、室長が言ったとおり実施をしました。昨年は、冬季間の県との防災訓練があったので、その訓練と併せて行ったというふうなことでありますので、今年度につきましても、そういう訓練を実施してまいりますし、これからもずっとそのように努めてまいりたいと思います。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

１番　それでは、144ページから145ページになりますけれども、９款１項３目、福祉避難所管理事業についてですけれども、福祉避難所において、主な非常食・備品等の備蓄状況はどうなっているんでしょうか、お聞きしたいと思います。

危機管理室長　福祉避難所の備蓄についてですけれども、まずベッドが73台、毛布368枚ありますけれども、あと非常食につきましては、パンと水を相当数準備しております。

１番　それ以外もっとあるんじゃないかと思うんですけれども。鮭川村出身のある30代の女性の方が、熊本のほうに行っておられて地震に遭いまして、実家が鮭川ということで一時避難している記事が、読売新聞のほうにこの前、８月の28日でしたか、出ておりました。その中で、今回の地震で、非常食と水、ライト、それから簡易トイレの重要性を痛感したというコメントがありました。

町の６月広報においても、家庭での持ち出し品、あるいは備品等のチェックシートというような、いろいろな詳細なっておりましたけれども、家庭用のトイレとの備えについて、ちょっと私が見た段階では、ないんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり家庭で使う簡易トイレというか、そういうものも各家庭で備品として備えていくというような、そういうようなことも加えて、これから周知を図っていくべきではないかなというふうに思いましたので、その点いかがでしょうか。

危機管理室長　家庭用の簡易トイレというか、避難所用に昨年度、ラップポンという簡易トイレのほうは、避難所に各４台ずつ配備はしております。ただ、紙パックみたいな家庭で使えるというのは、特に今のところないですけれども、まずは、町民の皆様に、そういったことを備蓄することの重要性というか、そういったところも呼びかけて啓発していきたいというふうに思っております。

委員長　１番伊藤委員に申し上げます。決算の質問と、あとは成果報告書ありますので、それに基づいて７年度の決算について質疑よろしくお願いします。

１番　私は関連あると思って質問しているんですが、もう１点、井戸の活用ですけれども、前も申し上げたことあるんですが、町内には自主防災組織があるわけですけれども、それぞれいろいろな避難訓練とか活動をしていると思うんですが、やっぱり、もし水道が断水した場合、電気が使える場合には、井戸の活用というのが有効な水の確保という面であると思うんですが、その辺調査して有事の際に活用できるように、その辺調査しておくべきではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

危機管理室長　今のところ、井戸調査の予定はございませんけれども、水に関しては、今回給水タンクのほうも整備しておりまして、そういったところで水を配布するようなことができるかなというふうに思っております。また、避難所についても、協定の中で水のほうを準備できるような体制にはなっております。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

４番　142、143、９－１－１、143ページの備考のところに、（７）備品購入費７万6,151円、消

防用携帯電話購入費あります。この電話の、今使い方はどういった使い方をやっていますか。

危機管理室長　職員１人、今その携帯を持っているんですけれども、火災の連絡やドクターヘリの連絡、あとは消防団幹部とか各部長、そういったところに連絡用として配備しております。

以上です。

４番　今、部長までという話ありましたけれども、現在、これの総台数は何台になっていますか。

危機管理室長　消防用の携帯につきましては、１台となっております。１台。

４番　ちょっとこれは緊急を要するので、本来であればこの決算ではないんですけれども、堀内で火災があったときに、非常に防災無線がいろいろ何かトラブったようで、住民の方もいろいろ困惑していたような状況ですけれども、その後、防災無線、そういったところのトラブルの解消は成ったのか、原因は何だったのか、分かればお聞きします。

危機管理室長　前回の瀬脇の火災のときの防災無線の不具合なんですけれども、原因としましては、最上広域の指令課から舟形町のほうに飛んで防災無線の情報が来るんですけれども、最上広域さんのほうの端末の設定の不具合がありまして、そちらのほうは、当日に業者と最上広域のほうで不具合は解消しております。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

８番　防災費です。144、145、今と同じ備品購入費ですけれども、去年は防災用の資機材購入ということで、いろいろな資材を購入したわけですけれども、現在、その備品というのは、もう納入済みになっているのかと、それとその保管場所をお聞きします。

危機管理室長　備品につきましては全て納品されておりまして、保管場所につきましては、ドローンが防災センター、ラップ式トイレにつきましては各避難所なんですけれども、てとてと中央公民館、舟形小学校、学習センター、農村環境改善センター、富長交流センターに各４台、そして防災センターに２台配備しております。

エアテントにつきましては、学習センター、中央公民館、富長交流センター、農村環境改善センター、防災センターに各２配備しております。組立て式サウナと移動式シャワー、灯油焚き給湯器につきましては富永交流センターになります。給水タンクにつきましては、郵便局向かいのバス車庫のほうに置いております。衛星電話につきましては、事務室のほうに配備しております。

以上です。

８番　分かりました。今ありましたドローンでありますとか、それからエアテント、なかなか防災以外でも活用できそうなものなんですけれども、その辺、防災以外では活用できないものなのか、それとももしできるとすれば、どのような活用方法を考えているのかをお聞きします。

危機管理室長　ドローンについては、そのほかといいますと、実際、捜索とか熊とか、そういったところでも使えるかなとは思っております。エアテントについても、防災以外になると児童交流とかそういったところ、着替えスペースとか、そういったところでテントは活用できるかなというふうには思っているところです。

以上です。

８番　ぜひ高価なものですので、有効な利活用をお願いしたいというふうに思います。ちなみに、こういったものの購入後のメンテナンスといいますか、その辺はどういうふうになっていますか。

危機管理室長　今のところ、メンテナンスというところはないんですけれども、必要に応じて、購入業者とか、そういったところで点検はしていくような形になるかと思います。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第９款消防費について質疑、審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより、第10款教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

７番　それでは、146ページの教育総務費、10款１項のところの教育総務費、成果報告書で言いますと101ページになるんですけれども、その成果評価報告書の一番下に、その他の経費で1,700万円ほど上がっております。これ何かの経費を集めたものかなというふうに思うんですけれども、私の見方が悪いのか、ちょっと額が大きいものですから、この内容について、その他の経費、これの細かいものの羅列なら大きいものから３つぐらい説明してくれればいいし、この決算書の何かを集めた数字なら、そういった説明をちょっと詳しくしていただきたいというふうに思います。

教育課長　ただいまの成果報告書の101ページの教育委員会事務局事業のその他の経費1,718万6,706円、こちらの内訳についてでございますけれども、いわゆる一番大きいところが人件費になります。そのほか、委託料は載っておりますので、負担金交付金も載っておりますので、やはり一番大きいところが人件費というふうなことでよろしいでしょうか。報酬、職員手当ですね。

以上です。

７番　報酬、その他の手当。147ページの教育委員会の報酬とかの92万円とかありますけれども、その下の事務費とかも2,100万円ほどになっていますよね。そうすると、その他の経費を上回るほどのその他の経費になっちゃっていますけれども、本当にそれでいい、時間が必要なら

少し調べたほうがいいんじゃないですか。

教育課長　決算書の147ページをご覧いただきたいんですけれども、10－１－２、事務局費の職員給与事業、こちらは成果品の中の経費には含まれておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

７番　結局、どこの数字をプラスすると、1,700万円のその他の経費になるか、それじゃ説明をお願いします。

教育課長　成果報告書の101ページをご覧いただきたいんですけれども、まず（２）の事業内容については、まず委託料1,265万5,660円。そして、その下段のほうにいきまして負担金補助及び交付金、こちらが4,194万1,290円。そのほかの経費ということで、決算書の147ページからいきますと、一番下に報酬がございます。こちらの報酬と、それから149ページの職員手当、それから報償費、旅費、需用費、役務費、それから（８）の使用料及び賃借料、こちらを足すと1,718万6,706円というふうな経費になります。

以上です。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

６番　10－１－３ですけれども、その中で成果表の106、107ページの中で、ＩＣＴを活用した教育において、新聞に載っておったんですけれども、山形県については、非常にタブレットとかそういうようなＩＣＴを活用した頻度が全国よりも低いと。このことによって、学力低下につながっているというふうな文言が載っておったような記憶がございます。

当町においての、タブレットとかＩＣＴを活用した１週間における活用頻度、この辺について、県平均、全国と比べてどういうふうな状況なのか教えていただきたいと思います。

教育長　ただいまご質問いただきましたＩＣＴ機器の活用については、昨年もいろいろな場所でお伝えした経緯があったんですが、本町の小中学生のＩＣＴ機器活用につきましては、県平均や全国平均より大きく上回っているような、質問紙がありまして、全国学力・学習状況調査のその結果を見ますと、経年、非常に活用しているという状況が見えております。おかげさまで、充実した機器の整備により、子供たちがそれも先生方と一緒に活用しているという状況が確認されております。（「分かりました」の声あり）

委員長　ほかに質疑ありませんか。

７番　それでは、150ページ、151ページの10款１項２目の、151ページのナンバー８の舟形中学校新築移転事業69万9,000円。これ、成果報告書の105ページの（２）事業内容、これを見て質問します。

中学校の新築移転事業の検討委員会が進んでいることだというふうに思いますけれども、現地視察をしていただいていることは、まずいいところを見て、将来のための案に参考にしていただけばいいと思いますけれども、そのほかの検討委員会の中で、どういうふうな話合い、

特に民間というかな、職員以外の方の中からどういった意見が出ているのか、そこら辺のところを質問したいというふうに思います。

教育課長　成果報告書105ページの（２）事業内容の③町民タウンミーティング、こちらを町民の方を対象に開催をさせていただきました。その中で、町民の方の意見としては、やはり学校と社会教育施設の融合によるコミュニティーの創出ということで、やはり学校図書館を地域に開放して、町民の方も学校をより活用していただきたいとか、そういった意見が出されたと記憶しております。なお、こういった意見を集約して、今年の６月に、議員さんのほうに中間報告ということで説明をさせていただいた内容が全てというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

７番　これは去年度の決算ですけれども、時が過ぎていっている中で、物価高騰の中で、やはり建築費の異常な高騰とかで、非常に当初見込んでいたものよりも相当の予算の多くなっているという、他の自治体の学校建築の現実があるようですけれども、そういった話とかは、こういった検討委員会の中で話がなされているのか、出ているのか、そこら辺のところを質問したいというふうに思います。

教育課長　ただいまの学校建築に係る経費の物価高騰についても、町民の方から、やはり懸念されている、心配の声は寄せられております。成果報告書の105ページの成果のほうにも記載させていただいておりますが、まずは、後半のほうに載せておりますが、建築スケジュールにとらわれることなく、今はあえて立ち止まって見極めるというふうな判断が必要であるというふうに捉えております。まずは、学校建築がどのぐらいかかるかというのも当然あるんですけれども、まずは、学校そして地域の方々のニーズをしっかり聞いて、今はしっかりした基本構想をつくるというふうな段階で、今計画を進めているというふうな状況でございます。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

８番　決算書の164、165ページ、文化財保護費の中ですけれども、成果表の118ページのほうに、おかえり女神プロジェクトチームの活動があります。いろいろ研修なり会議ということで、活発に活動してくださっているようですけれども、この中のプロジェクトチームのメンバー９名というのは、どのような構成になっているんでしょうか。

教育課長　ただいまのおかえり女神プロジェクトチームの構成メンバーについてお答えいたします。

まず、リーダーには伊藤副町長、そして、そのほかメンバーとして町職員８名なんですけれども、こちらについては各課から若手職員を選ばせていただいて、このプロジェクトチームを構成しているというふうな状況です。

以上です。

８番　その中で３月ですか、函館市の縄文文化交流センターを視察しているようですけれども、その視察した感想といいますか、どのように感じてきたか、ちょっとお伺いしたいと思います。

教育課長　昨年度の３月に、函館市の視察研修を行いました。そのときの事業報告というか、成果というふうなところなんですけれども、まずは視察内容については、函館市の教育委員会のほうでいろいろと建設、函館市の縄文文化交流センターのほうに国宝が展示、中空土偶が展示されているんですが、そちらの運営と管理、設計から現在までの経過について勉強してきました。２日目に、函館市の縄文文化交流センターのほうに視察に行きまして、いろいろと館長さんのほうからお話を聞いたところです。

成果としては、そこの施設については道の駅との一本化ということで、博物館と道の駅が一体化になっていたというふうなところでした。展示の演出についても、空間が限られてはいたんですが、引き出しを活用して、いろいろと工夫をしていたというふうなところが勉強になりました。

あとは、体験プログラムの充実ということで、そちらの博物館に行けば、いろいろな体験ができるというふうな、そういった施設を視察することができて、非常に勉強になったところでございます。

ただ、運営上の課題と現状というふうなところもしっかりお聞きすることができたので、そこら辺については、当町にこの博物館ができたときの課題というふうなところもあるのかなというふうに学んでくることができたというふうに成果としては考えております。

以上です。

８番　今の函館の交流センターについては、縄文の女神ミュージアムですか、そういった構想について、議会としてもかなり関心がありまして、一昨年でしたが、同じように議会の常任委員会で視察をしたところです。

今、課長から答弁があったような感想を持ったわけですけれども、そういった中で、やっぱり縄文ミュージアムの構想がかなり進展するのではないかというふうに期待をしているわけですけれども、その辺、チーム代表である副町長、いかがですか。

副町長　やはり実現性というふうなところで、どれぐらいの経費がかかって、どんなところを視点を置いてというようなことで、先ほど森課長のほうから答弁あったと思うんですけれども、今年度、一応財源的なところで、どんな文化庁関係の補助金とか、賄っていただけるのかというようなことを勉強するべく、今年度文化庁のほうに研修に行く手だてを今しているところでございます。実現性というようなところも含めて、今検討しているというふうな状況でございます。

委員長　よろしいですか。

７番　それでは、10－４－３、また同じおかえりプロジェクトについて質問いたします。

私、一般質問したこともありますけれども、この事業の中で、やはり返してもらうためには、県へのアプローチというんですか、働きかけがやっぱり必要なんじゃないかなというふうに思います。ということで、そういった働きかけを行ったのか、そこら辺のところを質問したいというふうに思います。

副町長　前には、副知事までプレゼンをさせていただきました。令和７年度につきましては、まずはそういう県へ等のアプローチはしてございませんけれども、いろいろ町内で女神の日を広く活用しながらＰＲに専念したというようなところでございます。

７番　それでは、以前はやったけれども去年はやっていないということで、やはり一番最初にすべきことは、これだけ去年研修もしていることですし、町のやっぱり方向性なり、建物というか入れ物というんですか、そういったものをどこに建てるかとか、幾らかかるというのを持ち合わせて、やっぱり再度いくというのが、何ていうか道筋なんじゃないかなというふうに思います。

今のままだと、どうしても県がやる計画のまま進んでいくんじゃないかなというふうな、そういう懸念もありますので、ぜひ舟形町としての方向性を早くつくっていただいて、この研修の成果を出して、舟形町のどこに、いや、舟形町でつくるって、以前町長、そういうふうに答弁したように記憶していますけれども、そういう計画を早期につくることが重要じゃないかなというふうに思いますが、今どの辺りに進んでいるのか質問いたします。

町長　７番委員のおっしゃるとおりでございまして、一昨年に知事のほうに、返してくださいという要望会を持って行きました。ある建築会社さんのほうで、３Ｄのバーチャルの仮想完成図等も持っていきながら、舟形町ではこういうものをつくりたいというふうなところで持っていくという案内をしたんですが、そのとき、ちょうど県議会のほうで、県立博物館の移設に関する様々な問題がございまして、知事のほうは直接的に会うと、今こういう状況だからというふうなことで、副知事が対応するというふうなことで、私どもが行ってお話をしてまいりました。

それで、ぜひ舟形町でこういうものをつくりたいので、返してくださいというお願いをしてきたところなんですが、それはいつ頃できるのですかというような、逆に、県のほうからは、私どものほうにつきましては、その計画、建設予定年次を持ち合わせておりませんので、近々やりますというふうなところなんですが、それがやはりある程度明確にならないと、県のほうでも対応しないというふうなところでもございますので、先ほど教育課長なり副町長のほうからもありましたけれども、まず今年は、どのぐらい文化庁のほうからお金が来るというふうな、補助をもらえるかどうかという、財源的な話もちょっとしておかなければいけないということで、加藤事務所並びに遠藤事務所のほうに文化庁の担当者とのコンタクトを

取っておりまして、いずれちょっとお伺いして、補助的なところがどのぐらいになるのかというふうなところをもって、今後の建てる、その施設について、精査しながらやっていかなければいけない。

ただし、先ほどもありましたけれども、舟形中学校の建設というのも重なっておりますので、そこら辺の財政的なところも見ておかないと、今回の決算で監査委員から大変お褒めの言葉はいただきましたけれども、公共施設の基金残高としましては、まだ13億ぐらいだったと思うんですが、やはりもっと基金残高を増やしておかないと、両方の施設を同時にするというのはかなり厳しいので、ある程度ずらしながらというふうなところを見ていかなければいけないというふうに思っています。

まずは、少しずつ、一歩ずつ前に進めていきながら、いろいろな事業関係も大きく変わっています。

ちょっと話はそれますが、さっきの中学校なんかも、文科省のほうで１自治体で小学校・中学校を運営するという考え方から、全国的な少子化の中で、広域的な小学校・中学校の運営という話にもなっています。そうした場合に、運がよく、まず中学校を新しく建てるとなったときに、ほかの自治体からも舟形の中学校に通ってみたいやと思うような施設を建てると子供たちが増えるかなというような思いもありますし、そこら辺はちょっと国全体の動きというのがまだはっきりしておりませんので、そういったところを見据えながら中学校も考えていかなければいけないというふうなこともございますし、また、縄文ミュージアムについても、今言ったようなところで、財源的なところをしっかりと考えた上で、身の丈に合った、しかも多くの利用者が来ていただけるような、そういう施設に、魅力のある施設にしていかなければいけませんので、取りあえず、少しずつ前に進みながら、いずれ返してもらえるように、返ってくるように努力をしてまいりたいというふうに思っています。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

４番　164、165ページ、文化財保護事業の中で、（６）委託料、ここに環境整備委託料10万1,090円ありますけれども、この委託料の使い方というか、どういった環境整備をやっているのかお聞きします。

教育課長　165ページの委託料の環境整備委託料10万1,090円、こちらの内容についてご説明申し上げますと、昨年度、沖の原地内にある戊辰戦争の墓がございます。そちらについても町の大切な文化財ということなんですけれども、令和６年の７月豪雨で、そこに行くまでのアクセス道路が破損したというふうなことで、そちらの墓については、現在、沖の原町内会で管理をしていただいているところです。その道路の整備ということで、沖の原町内会でそこを整備していただいた、その事業に対して委託料としてお支払いした内容でございます。

以上です。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

４番　同じく164、165ページになると思いますけれども、10－４－３で、成果表の115ページに、ここに歴史民俗資料館の管理運営ということで、令和６年から見ますと令和７年、222人ほど来場者が増えたというようなことであります。令和６年が災害によって臨時休館したということもありますけれども、非常に増えてよかったなというようなことと、実は、８月24日に猿羽根山で相撲大会ございました。そのとき駐車場に行く間ですけれども、ちょっと猿羽根山の管理というか、ちょっと見た目がどうなのかなって、非常にお客さんが増えてきているのに、もう少しきれいにしたほうがいいのかなというふうに思ったところです。そういったところを、どういうふうに委員会では考えているのか、お聞きしたいと思います。

委員長　暫時休憩します。

午前１０時５５分　休憩

午前１０時５６分　再開

委員長　会議を再開します。

ふるさと応援推進室長　ただいま猿羽根山公園のほうの管理についてのご質問をいただきまして、こちらの公園につきましては、シルバー人材センターのほうにお願いをしまして、７款商工費のほうでお支払いはしているんですけれども、以前と比べるとというところではございますけれども、長年、猿羽根山のほうを管理していただいている方々からしていただいておりますので、あとは、そう変わりはないというふうに私のほうでは思ってはいるんですが、いろいろ年齢的なところとか、そういったところも関係するかもしれませんけれども、私のほうでは変わりなくお願いしているというふうなふうに認識しております。

４番　款項目違うと思うんですけれども、やはり今、室長言ったように、結構皆さん高齢になっているのかなということで、同じ賃金でも、以前のような動きはできなくなっているのかなというふうに思いますので、そこら辺、人材センターともお話ししながら、できればもう少し予算をアップして、お客さんが来るところなので、まして観光に見える方、あそこに資料館の中にもいろいろ展示物もありますし、そんなことで款は違いますけれども、今後そういったところを、お客さんの目に見えるところ、できれば７款だけでなくて、いろいろなところで、予算を少しそこら辺加味しながら、来てもらったお客さんに喜んでもらえるような、そしてリピーターができるような、そういった施設の管理にしていただければというふうに思います。簡単に答弁お願いします。

ふるさと応援推進室長　ただいまご意見いただきました猿羽根山につきましては、やはり景色もいいですし、やはり登っていくとアジサイがあったり何だりということで、大変きれいなところだと思います。そうしたところで、今ご意見いただいたような内容につきましては、上

司のほうと相談させていただきながら、来年度予算等々検討していきたいというふうに思いますが、後ほど、どこら辺が雑というか、そういったところを教えていただければというふうに思います。

以上です。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

５番　私からは150、151ページ、右の備考欄にありますアドバイザー報償費６万円とありますけれども、どのようなアドバイスをいただいたのか、内容についてお聞かせください。

教育課長　決算書151ページのアドバイザー報償費６万円、こちらについては、昨年度舟形中学校の移転新築検討委員会を設置しまして、そこにアドバイザーということで、山形大学大学院の三浦登志一教授にお願いしたところでございます。検討委員会の中で、この三浦教授からアドバイスをいろいろといただいたところでございます。

アドバイスの内容については、やはり町民みんなの学校であるというふうなところを目指しているというところで、いろいろと、これからやはり町民の声というものをしっかり構想の中に取り入れながら、何ていうんでしょう、学校づくりはまちづくりなんだというふうな視点で検討を進めたほうがいいんじゃないかというふうなアドバイスをいただいたところです。

以上です。

５番　分かりました。例えば、その中に成果報告書にもありました図書館の開放とか、そういうものも提案されていたでしょうか。

教育長　アドバイザーをお願いしました三浦登志一先生につきましては、現在、山形大学教授を務められておりますが、その前職ということで、文科省の調査官も歴任されて、もともと山形県出身の方で、県の教育委員会のほうにも勤められて、様々なご経験の中から、現在は、当町だけでなくて、県内のほかの自治体の学校建築関係の委員も務められておりまして、非常に幅広く、ご意見、アドバイスをいただいております。

その中で、もちろんこの三浦先生、実は国語科の専門の先生でございますので、図書館という町の、我々また町民の方の思いが三浦先生にも目に留まりまして、ぜひ学校と公立図書館が一体となったような、これまでにないような取組を推進していったらどうだというアドバイスを具体的にいただいております。

委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第10款教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第12款公債費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより第12款公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

７番　それでは、ちょっと細い数字ですけれども174ページの12款１項２目の175ページの一番下、一時借入分28万4,000円とありますけれども、ちょっと細い数字ですけれども、この一時借入れ分が必要になった理由について質問いたします。

会計管理者　ただいまの質問で、一時借入金の必要になった理由ですけれども、年度末において、支払いが集中しておりまして、一時、資金が不足するというふうな見込みだったものですから、一時借入れしたというふうな経緯でございます。

７番　公債費ですので、返済金額不足分が28万4,000円生じてという意味なんですか。なんの会計、公債費の中で出てきているから、一応私、そういうように解釈しますけれども、もうちょっと詳しく、何のお金が不足したのかとか、どこから借りたとか、そういうもうちょっと詳しい説明をしていただきたいと思います。

会計管理者　この一時借入金につきましては、年度末に、先ほどご説明しました資金不足というふうなことで見込まれたものですから、ＪＡ農協さんのほうから一時借入れしたというふうなことで、その利息分というふうなことでございます。

総務課財政係長　今、会計管理者から言ったようなことの内容ですけれども、少し補足をさせていただきますと、年度末に支払いが集中するというふうなことで、町のほうでは、その際に手持ちのお金が不足するというふうなことがあります。理由としては、今回災害復旧事業というふうなところで、支払いはしておきますけれども、国庫補助金や県補助金、それから地方債の収入というふうなところが、決まって年度末ですとか、５月末、出納整理期間の最終日あたりに入ってくるというふうなことがあります。

ただ、事業の支払い自体は、タイミングよく業者さんのほうには支払わなければいけないものですから、そこで、歳入は最終的に入ってきますけれども、つなぎ資金として不足している分を、今言ったように農協さんのほうですとかから一時的に借りておいて、その分利子が発生しますので、その利子の支払いが一時借入金分の利子になるというふうなことで、今回、生じているというものになっております。

以上です。

７番　大体理解しましたけれども、例えばそういう、款項目が違うからできないというのかもしれないですけれども、次のページ、まだ審査してないですけれども、予備費って取っていま

すよね、町で。そういうものの中から使えない、借りれば何ぼでも利子がつくわけですよね。しかし、13款には予備費というのを取ってあるんですから、300万円ほど取ってある中で十分対応が可能なんじゃないかなっていうふうに私は思うんですけれども、そういった会計処理というのはできないものなんですか。

町長　令和８年度の当初予算のところにも、一般会計の最初のところにございますけれども、第３条に一時借入金、地方自治法第235条の３第２項の規定により、一時借入金の借入れの限度額は５億円とすると定めております。

要は、先ほど申し上げましたとおり、何十億の予算を組んだとしても、現金を何十億で持っているわけではございませんので、国からのお金、県からのお金、税収等々については、その都度納期が決まっておりまして、その段階で現金が幾らあると。ただし、支払わなければならない金額というのは、工事の場合ですとかは、完成検査後40日以内に支払わなければならないというようなことが決まっています。

そこまでに現金がなくなれば、地方自治法の規則により借入れをすることができるというふうになっていますので、予備費の300万円という程度の金額ではなく、何億という一時借入金をするというふうなことでありますので、その一時借入金をしたときの利子が今回出ているということで、毎年このように出ておりますので、そういったところをご承知願いたいなというふうに思っているところです。

委員長　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第12款公債費について質疑、審査を終結いたします。

第13款予備費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより、第13款予備費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、第13款予備費について質疑、審査を終結いたします。

これで一般会計の審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午前１１時１７分　休憩

午前１１時１９分　再開

委員長　会議を再開いたします。

認定第２号　令和７度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長　国民健康保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

７番　ちょっと基金について質問します。196ページ、６款１項１目基金積立金ということで、1,300万円ほど基金の積立金あります。一番最後のページの基金の積立金残高を見ると、２億6,000万円ぐらいあるようですけれども、２億5,000万円か、２億5,000万円ぐらいの数字で、大体前年度と同じぐらいの積立金の額に戻しているような、この1,300万円の基金積立てになっているんですけれども、積立基金の国民健康保険においての、これ使った分は全部県から来るというシステムだというふうに思いますけれども、財政上の積立金総額を大体２億5,000万円ぐらいの水準に戻しているわけです。

そこら辺の考え方を、何か町が意図を持って、このぐらいはちゃんと持っておこうということで、この1,300万円を積み立てているのか、ちょっとそこら辺の、この基金に関しての考え方あるのか、質問したいというふうに思います。

健康福祉課長　まず、基金については、使った分が県から補塡されるということはないです。なので、使えば使うほど減っていくという状況になります。今ほど、私どもでは基金の使い道については健康増進事業に充てているということでしております。今回の当初予算でも、500万円ぐらいは基金が減るであろうという計画で資金繰りを考えておったところなんですけれども、保険税なりの収入が増の要因等もあって、結果的には300万円ぐらいの基金取崩しで済んだということになります。この基金については、市町村で金額についてはまちまちな状況です。

以上です。

７番　ちょっと私の質問の仕方が悪かったようですけれども、基金がなくなった分を県からもらうという意味ではなくて、健康保険を町民が使ったときに、使った分は県の健康保険の組合から戻ってくるという意味で私言ったのであって、基金の積立金は、課長答弁のとおり、各市町村で様々違う積立金があるでしょうけれども、私が聞きたいのは、病院にかかったときに国民健康保険を使ったら、使った分はちゃんと戻ってくるという中で、それとは別に、ちょっとこっちの足りないときに使うための基金である、あるいは健康増進のために使う基金であるというふうな私、理解なんですけれども、その上限を２億5,000万円ぐらいに、去年と同水準に今年舟形町は戻しているので、持っておこうという、積立金基金に一定した金額を、このぐらいの水準まで持っておこうという、そういう考え方があるのかと聞いているわけです。積立金基金を１億5,000万円あるいは２億円、今は２億5,000万円ですけれども、このぐ

らいは持っておこうという水準をちゃんと舟形町で決めているのかという質問でございます。

健康福祉課長　基金については、あればあるだけいいかなとは思っているところですけれども、２億5,000万円がいいのか、２億円がいいのかというところは、まずは判断はしていないところです。

ただ今後、将来ですけれども、医療費が、今は医療費が抑えられていて、県に対してのその分、今県全体で、県が国民健康保険の会計を管理しているという中なので、町の医療費がかかった分を、そっくり県が来るかというとそうではないんです。例えば、１億円かかったところに、舟形町では8,000万円しか来ないという状況もあり得るところなんです。さらに、令和15年度では、今、税率が市町村によってまちまちなんですけれども、それが完全に統一される、市町村全部一律になるという状況に計画されています。舟形町の今の状況となりますと、県の中では、その税率が抑えられている低い状況です。その中でも、基金なり税収なりをやりくりして、基金は今回は200万円ぐらい減る状況となっています。

ただ、今後将来上がっていくという中で、どんと上げるわけにはいかないと私ども考えていますので、そのときには、この基金が有効活用されるであろう。ですので、今の段階では積めるところは積んで、徐々に、昨年は500万円ぐらい減って、今回は200万円ぐらい減っている状況なんですけれども、今後も減るであろうということで考えているので、最初言ったように、２億円がいいのか２億5,000万円がいいのか分かりませんけれども、今後、率が上がる中では、やはり目減りしていくであろうという中で使っていこうと考えているところでございます。

７番　幾らがいいのかは検討中ということなんですけれども、課長が最後のほうで答弁した、私、この項目が来るといつも言うんですけれども、国民健康保険税の、やっぱり何年かごとの見直しのときに、舟形町は税率の低いほうに考え方を持って設定してくれているようですけれども、ぜひそのときに、やはり国民健康保険税を、この基金を使って急激に上がらないように、できれば下げるような、そういったことのために、何年間はそういったことのためにこの基金を使いながら、健康増進ももちろんやっていただきながら、この基金を使ってもらいたいなというふうに思うんです。

それも併せて舟形町の国民健康保険の基金は何ぼあれば十分なのかという、そういう見通しも、ぜひ今後持っていてもらいたいなと、こういうふうに思うところです。

健康福祉課長　令和15年度目標の完全統一の率というのが、まだ県からも示されてないです、７年後というのもありますので。近々そこに向けての統一の仕方とかが具体化されれば、それに向けて、どのぐらいずつ上げていくとかということが想定されますので、その際には、財政的に基金がどのぐらい投入して、国保の加入者にできるだけ負担のないようにできるかとか、そういう具体的な検討ができるであろうと思っていますので、今後そのように検討して

いくという考えでございます。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、国民健康保険特別会計事業勘定について質疑、審査を終結いたします。

認定第３号　令和７年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長　後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑、審査を終結いたします。

認定第４号　令和７年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長　介護保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　審査の途中ですが、ここで午後１時まで休憩いたします。

午後０時０１分　休憩

午後１時００分　再開

委員長　休憩前に復し会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑はありませんか。

６番　ページが230ページの２－１－１、介護サービス等諸費、2,800万円ほど減っていますが、成果表を見ると、さほど変わってないような状況なんですけれども、当初予算が多く計上し過ぎて減額になったのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長　当初予算で６億2,550万円ということで、７年度も計上したんですが、これは大体６年度も同じ数字で見込みで立てておりまして、結果的に、７年度は2,836万7,000円減額しても大丈夫なぐらいの給付費であったということです。

例年、当初予算については前年並みで置いておりますので、結果的に、今年度は2,800万円減額して足りたということでございます。確定した段階で、専決予算で減額しております。

６番　そうしますと、毎年このように過大計上しておいて、そして年度末において減額というふうな手法でやってきているというような理解でいいんですか。

健康福祉課長　給付費ですので、その年度でどういう人が対象になるか、増えるかというところがなかなか見込みづらいところでありますので、足りなくなるというよりは、多めに見込ん

で減額するような形に、ここ数年なっているという状況でございます。

６番　考え方だろうというふうに思いますが、やはり現実に即した形にしていても、補正予算で足りなければ対応できるわけです。今回の場合ですと、基金繰入れが、令和７年度においては、当初取ったけれども結果的にはゼロというふうなことで、基金からの繰入れがなかったわけです。そういったことを考えていくと、もう少し精度の高い計上にしてもいいんじゃないかなと。

　というのは、やっぱり補正予算での対応、さらには基金の繰入れをしなくても済んだというようなことを考えていけば、もう少し別の対応をして考えてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてお聞きします。

健康福祉課長　給付費の払うタイミングというのが、２か月遅れで実績に応じて払う中では、考え方なんですけれども、こちらとしては余裕を持っておきたいなということです。ただ、2,800万円が多いかと言われれば、その辺は、もう少し精査できるのであれば、私どもも検討していきたいと思います。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

８番　同じ230、231ページですけれども、４項の高額介護サービス費であります。去年より、令和６年よりは若干減っているようでありますけれども、１か月に払った、利用者の負担の限度を超えた場合ということで、これ限度額というのは一律に幾らとなっているんでしたか。

健康福祉課長　高額介護サービスについては、段階的には６段階ございます。生保の方から始まって、所得に応じて変わっていくということで、６段階ございます。

８番　６段階ということは、介護認定の、そういう段階での分かれているということで理解してよろしいでしょうか。

　それ１つと、あと認定者数、大体370名ぐらいいると思うんですけれども、高額療養費の対象者といいますか、令和７年度ではどのくらいいるでしょうか。

健康福祉課長　対象者の人数ですが、毎月大体100名前後が対象になっているということで、その方の毎年度の所得に応じて高額限度が変わってくるということであります。

８番　分かりました。じゃあ、一つ申請といいますか、本人のほうでそういった給付の申請とかというのは必要ないんですか。

健康福祉課長　介護サービスを受ける最初の段階１回だけ申請していただければ、あと所得に応じて、自動で毎月毎月計算されていくということになります。

委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、介護保険特別会計事業勘定について質疑、審査を終結いたします。

認定第５号　令和７年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長　水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、水道事業会計について質疑、審査を終結いたします。

認定第６号　令和７年度下水道事業会計決算の認定について

委員長　下水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、下水道事業会計について質疑、審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長　財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長　（朗読、説明省略）

委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

７番　299ページの山林のＲ７年移動分、猿羽根山周辺山林の売却ということで、この内容、理由について質問いたします。

総務課財政係長　こちらにつきましては、一般国道13号毒沢地区の災害復旧工事に係る山林の売却ということで、国土交通省に山林一部売り払った部分の計上となっております。

１番　301ページの２番の物品ですけれども、自動車について、昨年度２台処分ということで24台ということなんですけれども、公用車に舟形町の町章や名称の表示がない公用車がかなり多いように感じますけれども、これを入れない理由というのは何かあるんでしょうか。

町長　最近の傾向としまして、ほかの自治体もそうでございますけれども、あまり町章とか町の名前を入れないというのが主流でございますので、町としましても、あまりそういったものは入れていないというところです。

１番　町長車とかそういうものはそうだと思うんですけれども、やっぱり町の備品でありますし、公用車というような観点から、やっぱり町章のマークぐらいは入れるべきではないかというふうに思うんです。運転する職員も、職員として誇りなり、そういう使命を持って安全運転をしてくれるんではないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

町長　町章を入れることによって、職員が意識を高めてというふうな話もございますが、まず、

職員については、公用車でございますので、しっかりと安全運転に努めていただくというのは当然でございますので、また、どうしても町章を入れろというふうなことであれば、町のほうの事務改善委員会とか、そちらのほうで検討していきたいというふうに思います。

１番　町民の声としましても、公用車なのに、なぜそういうのが表示ないんだろうというような言われる方が何人かおりまして、公用車であれば、ちゃんと町章なりのそういうマークを入れていいんではないかというようなことがありますので、ぜひその辺、検討していただきたいと思います。

町長　私のほうには、そういった声というのが届いておりませんので、そういう方もいらっしゃるというふうなことだと思いますし、全てやはり50％、50％、よしあしというふうなところがあるんだろうと思いますので、総体的なところで判断をさせていただきたいと思います。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

７番　ちょっと確認のため、300ページの一番上の商標権というのがあります。23件あるものですから、大体は想像つくんですけれども、ちょっと想像つかない案件もあるので、23件、大まかなところを説明していただきたいと思います。

ふるさと応援推進室長　ただいまご質問の商標権についてですけれども、こちらのほうは縄文の女神と、あと「めがみちゃん」のほうの商標の登録の件数となります。

　ですので、町といたしまして商標に何類というのがあるんですけれども、そちらのほう登録して、縄文の女神という文字であったり、あとは縄文の女神の画像というか、そういったもの、それから「めがみちゃん」についてもイラストというか、そういったものを悪用されないために登録させていただいているものです。

７番　つまり、23の場所に「めがみちゃん」とかを登録しているという意味なんですか。それとも23の件数、物品というか、あれがあるという意味なのか、ちょっとそこら辺のところ、もうちょっと詳しくお願いします。

ふるさと応援推進室長　全部ご説明するとちょっと長くなるので、例えばになりますけれども、文字商標につきまして、縄文の女神という文字ですけれども、そちらにつきまして、例えば第６類というものがありまして、第６類というのが、非金属及びその合金、金属製のネームプレート及び表札、金属製彫刻、そういったものに使うときに申請してくださいねというふうになりますし、そのほか14類となりますと、貴金属であっても、ほかに類に属しないもの、例えば宝玉及びその模造品、キーホルダー、記念カップとかそういったものに対して、縄文の女神という表示していいか、悪いかという申請になります。

　ですので、６類、14類、16類、それから21類、25類、28類、30類、32類という形で文字については登録しておりまして、そのほかにも立体商標ということで、縄文の女神の、先ほど言った画像であったりそういったものを使用するときに、同じ類型があるというようなことに

なります。

委員長　ほかに質疑ありませんか。

５番　私も、今の商標権について質問をさせていただきます。

商標権というのは、やはり、ほかの舟形町以外で使われることを抑止するための商標権だと思うんですけれども、例えば、それを使いたいという町民が、これを使いたいというときは、町のほうに申請すればよろしいんでしょうか。

ふるさと応援推進室長　ただいまご質問いただいた件につきまして、委員おっしゃられるとおり、町のほうに申請をしていただいて、縄文の女神につきましては、県と共同の商標登録しているものですから、町を通して県のほうにも進達しまして、県のほうの許可も得るということになりますけれども、そういった手続になります。

委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　質疑なしと認め、財産に関する調書について質疑、審査を終結いたします。

お諮りいたします。

一般会計並びに３特別会計、２企業会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書について、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　異議なしと認め、認定第１号　令和７年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第２号　令和７年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第３号　令和７年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号　令和７年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第５号　令和７年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第６号　令和７年度舟形町下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りいたします。

本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計並びに３特別会計、２企業会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたします。

４日間にわたる審査、ご苦労さまでした。皆様からご協力いただきまして無事終了しました。心より御礼申し上げます。

これをもちまして、令和７年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後１時５４分　閉会